

第三次小平市地域福祉活動計画

(平成 21 年度 ~ 30 年度)

地域で支えあう
福祉のまち・こだいら

平成 21 年 3 月

小平市社会福祉協議会

共に生き 共に創る 福祉のまち

この度、小平市社会福祉協議会（以下本会）では平成21年度より平成30年度までの10年間を実施期間とする「第三次小平市地域福祉活動計画」（地域で支えあう福祉のまち・こだいら）を策定いたしました。



この計画は「第二次地域福祉活動計画」の終了にあたり、5年間の評価の上に立ち「小平市第三期地域保健福祉計画」と連携を図りながら、前期（3年）中期（3年）後期（4年）の三期の活動期間を設定いたしました。これは期間中の社会的変化や制度の改正などの状況を踏まえ、必要に応じて計画の改訂についても検討が図れる柔軟性を持っております。

少子高齢社会の中で地域福祉の原点を考える時、自分の力だけでは解決できない生活課題を抱えた人がまちの中で生活をしています。又、国では高齢者保健福祉・介護保険制度や次世代育成支援制度・障害者自立支援法など制度改正が図られましたが、公的支援だけではカバーしきれない領域が多く存在しています。その対応にこそ本会の目指す地域の支え合いの分野が必要とされます。安心して、生涯にわたり住み続けたいと思える心の通い合うまちを創るためには、自助、共助、公助が互いに連動することが求められます。

平成12年より施行された社会福祉法により本会は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されており、本計画もこれを基本として策定いたしました。第二次に引き続き「人間性の尊重、社会参加と自立・自己実現の推進」「ノーマライゼーションの理念の実現」「住民主体による福祉のまちづくり」「利用者の権利をまもるしくみづくり」を基本理念としております。地域の特性をいかしつつ小地域に密着したネットワークづくりを図り、地域で支えあう福祉のまちこだいらの構築を目指してまいります。

計画策定にあたっては平成20年7月より21年2月にわたり社会福祉関係者、学校関係者、行政、当事者など各団体の代表者と学識経験者、本会理事、公募市民による20名の委員により熱心にご討議いただきました。併せて市民アンケートを実施すると共に3回の市民懇談会を開催し、広く市民の方々のご意見を反映するよう努めました。本会は設立以来、市民の皆様のご支援により発展してまいりました。本計画を推進するため従来にも増して、より広く地域の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。私どもは計画・目標の推進に向け一層の努力を続けてまいります。

終わりに計画策定にあたり多大なお力添えをいただきました佐野委員長をはじめ策定委員会のみなさまに心より御礼を申し上げます。

平成21年3月
小平市社会福祉協議会
会長 海上玲子

目 次

第1章 地域福祉活動計画の基本的な考え方

1 計画の目的と背景	1
（1）計画策定の目的と計画の性格	1
（2）計画の期間	2
（3）計画策定の体制	3
（4）計画策定の背景	4
2 地域福祉とは何か	7
（1）地域社会の中には様々な生活困難性を抱えている人がいる	7
（2）生活課題を解決するための住民の主体的な活動が地域福祉の核心	8
（3）地域福祉は適切な範囲を基盤とした活動	9
（4）地域福祉は「地域コミュニティ」を再生・創造する活動	10
3 地域福祉の推進に向けた各団体の役割と連携	11
（1）地域福祉の推進に向けた各団体の役割	11

第2章 計画の基本理念と重点目標

1 計画の基本理念	13
2 計画の基本目標と重点目標	14

第3章 重点目標の実現に向けた福祉活動の方向

1 住民主体の地域福祉活動の展開	17
（1）地域（小平市内）にある様々な生活課題	17
（2）地域福祉活動の問題点の克服のために	20
（3）地域課題への取り組みと住民の助け合い活動	20
（4）住民主体の地域福祉活動に対する支援	21
（5）ボランティア活動や市民活動に対する支援・連携	24
2 安全で安心できるまちづくりの推進	26
（1）福祉のまちづくりの推進	26
（2）地域の見守り体制の充実	27

(3) 防災対策や防犯対策の充実	28
3 日常生活支援サービスの充実	29
(1) 福祉ニーズの把握と関係機関・団体への連絡(サービス開始前)	29
(2) 安心してサービスが利用できる仕組みづくり	30
(3) 高齢者の在宅福祉サービスの向上	31
(4) 障がいのある人の生活支援・就労支援の充実	31
(5) 子育て支援・青少年健全育成活動への支援	32
(6) 生活応援サービスの充実	34
4 相談援助及び情報提供体制の充実	35
(1) 気軽に相談できる人材の育成と窓口の充実	35
(2) 専門的な相談サービスとの連携	35
(3) 福祉に関する情報の積極的な提供	35
5 福祉のこころの醸成と福祉学習の推進	37
(1) 福祉学習の推進	37
(2) 福祉人材の育成	38
6 地域福祉を推進するための基盤づくり	39
(1) 地域の組織づくりの基本方向	39
(2) 小平市、民生委員・児童委員、各種団体との連携の強化	41
(3) 小平市社協の組織の強化	42
(4) 地域福祉活動計画の進行管理	45
 資料編	
1 市内の福祉の状況	47
2 市民アンケート調査結果の概要	50
3 用語解説	56
4 計画策定の軌跡	61
5 パブリックコメント・市民懇談会で寄せられた主な意見	62
6 策定委員会設置要綱	64
7 策定委員会委員名簿	65

第1章

地域福祉活動計画の 基本的な考え方

第 1 章 地域福祉活動計画の基本的な考え方

1 計画の目的と背景

(1) 計画策定の目的と計画の性格

「地域福祉」を計画的に推進するための計画

平成 12 年 6 月から施行された社会福祉法（第 109 条）で市町村社会福祉協議会は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されています。それゆえ、小平市社会福祉協議会（以下、「小平市社協」と表記します。）は「地域福祉の推進」を計画的かつ効果的に進めることを目的として「小平市地域福祉活動計画」を策定します。

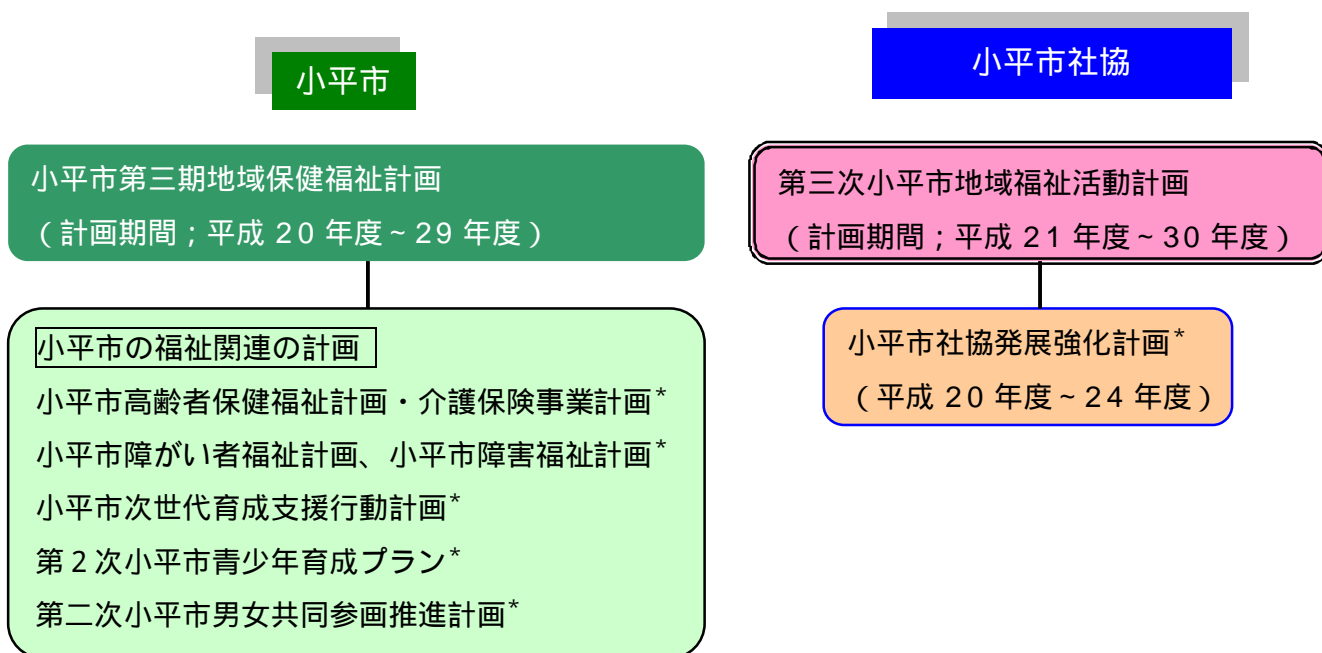
第二次小平市地域福祉活動計画を見直して第三次計画を策定

小平市社協は、平成 6 年 3 月に「小平市地域福祉活動計画」（計画期間は平成 6 年度～15 年度の 10 年間）を策定しました。これを受けて、平成 16 年 4 月に「第二次小平市地域福祉活動計画」（計画期間は平成 16 年度～20 年度の 5 年間）を策定しました。第二次計画の期間が終了するため、次期の計画として第三次小平市地域福祉活動計画を策定します。

民間の地域福祉活動を中心的にまとめた計画

社会福祉法（第 107 条）では、市町村は、地域福祉を推進するための「市町村地域福祉計画」を策定するときは住民や社会福祉の事業者や活動を行う者の意見を反映させるように規定されています。地域福祉の効果的な推進のためには、小平市の策定する地域福祉計画（小平市第三期地域保健福祉計画）と小平市社協の策定する第三次小平市地域福祉活動計画の役割分担と連携（整合性）が必要です。

《地域福祉活動計画と小平市の計画の関係》



《小平市の地域保健福祉計画と地域福祉活動計画の関係》

小平市では、平成 20 年 3 月に「小平市第三期地域保健福祉計画」(計画期間は平成 20 年度～29 年度の 10 年間)を策定しました。小平市第三期地域保健福祉計画と第三次小平市地域福祉活動計画の両計画は、地域福祉の推進という目的を共有するとともに、小平市社協の策定する地域福祉活動計画は、社協も含めて民間事業者や住民自身が展開する地域福祉活動の方向性を中心にまとめたものです。

(2) 計画の期間

第三次小平市地域福祉活動計画の期間は、平成 21 年度から平成 30 年度までの 10 年間とします。計画期間を前期 3 年間、中期 3 年間、後期 4 年間とし、期間中の社会的な変化や制度改正などの状況を踏まえて、必要に応じて本計画の改定について検討します。

《第三次小平市地域福祉活動計画の計画期間》

第三次	前期	中期	後期
小平市地域福祉活動計画	平成 21～23 年度	平成 24～26 年度	平成 27～30 年度

本文中で*印をつけている用語については、56～60 ページで解説しています。

(3) 計画策定の体制

第三次小平市地域福祉活動計画の策定は、次の方法で進めました。

市民アンケート（実態・意向調査）の実施

小平市における市民の福祉への関心や地域での助け合い活動に対する意識などを把握し、計画策定の資料とするために、アンケート調査を実施しました。

調査の対象と方法	対象は小平市民（平成 20 年 7 月 1 日時点での人口は 179,208 人）。民生委員・児童委員*が地域の状況を考慮して訪問配布し、回収については調査票を郵便で返送していただきました。
調査の時期	平成 20 年 7 月 17 日から 8 月 10 日まで
回収状況	配布数：2,970 票、回収数：1,203 票（うち有効回収数 1,197 票） 回収率は 40.5%

策定委員会での検討

と並行して、住民代表や学識経験者などから成る「第三次小平市地域福祉活動計画策定委員会」を結成して、計画を策定しました。

第三次小平市地域福祉活動計画策定委員会の委員構成

小平市民生委員児童委員協議会、自治会、小平市青少年対策地区委員会*、小平市高齢クラブ、地域包括支援センター*、小平市身体障害者協会、小学校、PTA、小平商工会、小平市役所など各団体の代表、学識経験者、公募の市民、小平市社協の理事など
20 名

(4) 計画策定の背景

経済社会の変動と少子高齢化の進行

第二次大戦後の昭和 22 年に施行された現憲法をもとに打ち立てられた我が国の社会福祉制度は、高度経済成長期にできた経済社会とそれを基盤に発展してきましたが、昭和 48 年の第 1 次石油危機の影響を受けました。物価の高騰とそれに続く深刻な不況は、経済の高度成長に別れを告げさせ、低成長時代へと進み、社会福祉の「見直し・再編期」が始まりました。

しかも平成 2 年(1990 年代)以降の「バブル経済」崩壊は、折からの少子高齢化の急激な進行という人口構造の変化と重なり、新たな社会の変化に適應する仕組みづくりとして、社会福祉制度改革への取り組みが開始されました。

「95 年勧告」から「社会福祉基礎構造改革」と社会福祉法の制定

国の社会保障制度審議会は、平成 7 年に 21 世紀を展望した社会保障・社会福祉制度のあり方に関して、「社会保障体制の再構築に関する勧告 安心して暮らせる 21 世紀の社会を目指して - 」を取りまとめました。いわゆる「95 年勧告」です。その中で、それまで我が国で社会保障制度について用いられてきた昭和 25 年の勧告(いわゆる「50 年勧告」)当時は、社会保障の理念は最低限度の生活の保障であったが、現在では「広く国民に健やかで安心できる生活を保障すること」が社会保障の基本的な理念であるとし、国民の自立と社会連帯の考え方が社会保障制度を支える基盤となるとしています。

そして、平成 9 年の児童福祉法改正、介護保険法の制定に続いて平成 12 年に「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改正し、社会福祉基礎構造改革の大きな一歩を踏み出しました。

続いて、児童福祉分野では、平成 15 年の次世代育成支援対策推進法の制定、平成 16 年の児童虐待防止法の改正、高齢者福祉分野では平成 17 年の介護保険法の改正、平成 18 年度の新たな介護保険制度*の実施、障がい者福祉分野では、支援費制度から平成 17 年の障害者自立支援法の制定と 18 年度より新たなサービス体系の実施などが進展します。

《近年の社会福祉を取り巻く国の動き（年表）》

年号	国の動き	年号	国の動き
平成 7 年	育児休業法改正、精神保健法改正	平成 15 年	次世代育成支援対策推進法制定 少子化対策基本法制定
平成 9 年	児童福祉法改正、介護保険法制定		
平成 11 年	新エンゼルプラン*の策定	平成 16 年	児童虐待防止法改正
平成 12 年	社会福祉事業法を社会福祉法に改正	平成 17 年	介護保険法改正 障害者自立支援法制定
平成 13 年	社会保障改革大綱策定		
平成 14 年	健康増進法制定 ホームレス自立支援法制定		

国の社会福祉施策の考え方の変化

「社会福祉基礎構造改革」によって、社会福祉制度の基本的な考え方が変化しています。国の考え方の変化は次の表のように要約できます。

《国の社会福祉施策の考え方の変化》

福祉施策の考え方	内 容
利用者本位	行政がサービス内容等を決定して提供する仕組み「措置制度」から、利用者がサービスを選択して契約する「契約制度」へ変化した。
自立支援の強化	以前の福祉の考え方には行政が福祉サービスを「与える」という要素が含まれていた。近年では、福祉サービスを利用する人の「自立」を支援するという方向で取り組まれている。
在宅福祉の充実	ノーマライゼーションの考え方（13 ページ参照）が普及し、福祉サービスは施設中心から在宅生活の支援を中心とする方向に変化した。
市町村中心の仕組み	住民が最も身近な地域において、必要なサービスをきめ細かに提供できるように、市町村を中心とした仕組みへと変化した。
サービス供給主体の多様化	従来の行政機関や社会福祉協議会、社会福祉法人などを中心としたサービス供給体制から、民間企業や非営利団体、住民団体等の多様な団体によりサービスが供給されるように変化した。

行政の公的サービスだけでは「カバーしきれない領域」が存在

高齢者保健福祉・介護保険の制度や次世代育成支援の制度、障害者自立支援法などにより、社会福祉基礎構造改革は進められてきましたが、これらの一連の改革によっても、公的サービスだけでは「カバーしきれない領域」が社会福祉の中に存在しています。

例えば、介護保険などの制度では自己申請が原則なので、サービス受給の手続きを「知らない」人や様々な理由で申請「できない」人がおり、その結果、福祉サービスが必要な状態にありながら、サービスを受けられない人が出ています（地域福祉権利擁護事業*や成年後見制度*のような福祉サービスの利用支援事業もありますが、未だ周知されていない面があります）。

介護保険や障害者自立支援法に基づくサービスを受けるためには、自己申請の後、認定審査を受けてから、行政の基準に基づいて受給できるサービスの種類や量が決まります。福祉サービスの対象となる人の心身の状態はいろいろと変動しますが、提供時期や提供の質量について、手続き上の問題もあり、柔軟には対応できない側面があります。

公的なサービスは、高齢社会の進行などで発生する「ちょっとした手助け」や「見守り」のようなサービス提供の量が少ないものや明確にできないものに対応するのは困難な面があります。

また、制度改革によって「カバーしきれない領域」が拡大したという意見もあります。例えば、サービス利用者の負担のあり方がそれまでの「応能負担*」から障害者自立支援法の施行による「応益負担*」になったことによる負担増や、介護保険制度でのサービス料の1割負担の導入によるサービスの利用抑制の問題が発生したという声も聞かれます。

以上述べてきたような点については、行政施策の可能な限りの拡充努力を期待することと併せ、民間や住民の側でもそれをカバーする活動を充実していくことが必要です。今こそ、行政を中心とした公的サービスと民間や住民が行う福祉活動を結びつけ、安心できる地域の福祉を作り上げる必要があります。

2 地域福祉とは何か

(1) 地域社会の中には様々な生活困難性を抱えている人がいる

誰でも、どの家庭でも、生活困難性を抱えるリスクのある現代社会

地域社会の中には、自分の力(自助)だけでは解決できない生活課題を抱えながら、困難な生活を送らざるを得ない人々が少なからず存在しています。少子高齢化という人口構造の変化、景気や雇用などの経済情勢の変化、地域での暮らし方の変化などによって、そうした人々の数も変動します。

《さまざまな生活課題・困難性を有する人々の存在》

- ・ 高齢者；要介護状態（寝たきり、認知症など）、閉じこもり（社会的な孤立）など
- ・ 障がいのある人；親なき後の生活不安、日中活動の場の問題、就労の場が不足など
- ・ 介護する家族；介護での疲弊、当事者との不和、周囲の理解不足など
- ・ 子育て家庭；仕事と家庭生活との両立の困難性、子育て不安、児童虐待問題など
- ・ 青少年；いじめや不登校などの問題、喫煙や薬物・少年非行の問題、引きこもりなど
- ・ 生活に困窮する人々；解雇される臨時・派遣労働者、失業者、住む家のない人々など

生活困難性を有する個人・家庭の存在を地域社会が知ることが重要

社会福祉では、こうした生活困難性を有する人々が発する「声」(見えにくい情報)を、同じ地域社会に住む人間として、まず「知り」・「受け止める」ことが重要です。

そうした生活困難性を有する人々を差別し、地域社会から排除してしまうのではなく、どんな困難性があるのかを知ること、自分たちが困難性を有したときにどうしてほしいのかを想像し、そのための自助、共助を創造することで、誰もがどんな困難に陥っても、排除されることなく地域社会の中に包み込まれ暮らし続けることができるようになります。それが「福祉のこころ」・「共生」の理念であると考えます。

地域社会の全員参加で取り組むべき課題もある

防災対策・防犯対策、高齢者や児童の見守りなど、地域の全住民に関係する生活課題もあります。こうした生活課題は、地域の人々の参加と協力が広がれば広がるほど解決への効果が期待できる課題です。防災対策や高齢者・児童の見守りは、既に地域住民相互の参加と協力と、行政機関の支援によって進められています。

(2) 生活課題を解決するための住民の主体的な活動が地域福祉の核心

「公助」(公的サービス)には、効率的でない面や費用負担の問題がある

前述したように、公助(公的サービス)はその性格上、早期対応や柔軟な対応・きめ細かな対応が困難であったり、行政の縦型組織のために総合的な対応が困難であるといった制度的な問題があります。

また、現在の制度では介護など連続したサービスが必要であるにもかかわらず、公助だけでは「隙間」が生じるなどの問題も発生しています。いわば、サービスの提供において効率的ではない面が出てきます。

また一方では、例えば介護保険制度でみると、介護サービス提供にかかる費用が税金と保険料と利用者負担によって賄われていることから、公費負担や自己負担をどの程度にするかという問題もあります。

公的サービスとして多くの人々の福祉ニーズに応えていく制度を整えることは必要ですが、福祉ニーズをすべて公的サービスでカバーしようとすると、効率的ではない面が発生すると同時に、費用(財源)の問題が出てきます。

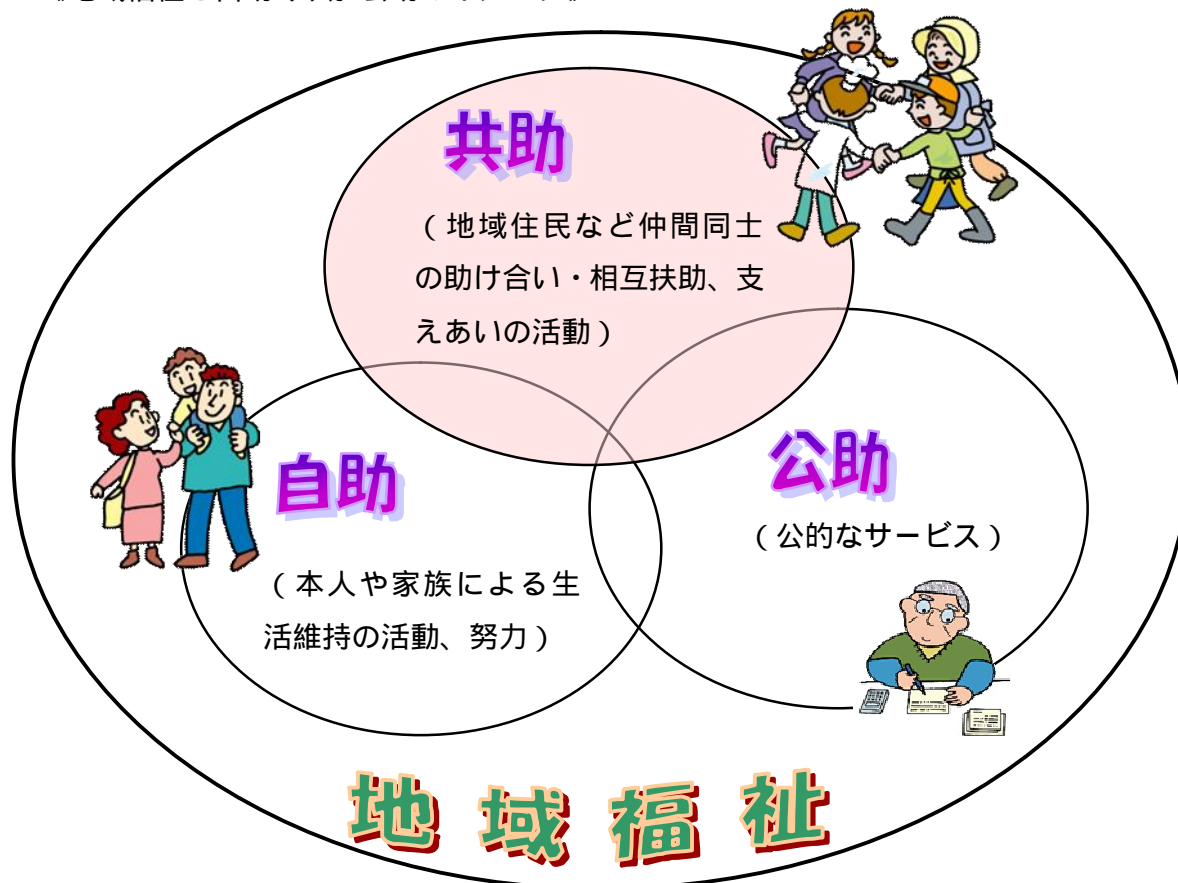
「共助」(地域社会の助け合い)が重要になっている

公的サービス(公助)と自分や家族の努力(自助)だけでは、福祉サービスが行き届かない現実があり、それを補う意味で、地域社会での助け合い(相互扶助・共助)が、今日では重要になっています。

地域福祉は、公助(公的な福祉サービス)と自助(本人や家族による生活困難性の克服の活動)、共助(地域住民の助け合い活動)を総合して、住民の地域生活(住み慣れた地域社会でいつまでも住み続けられる条件を満たす)を保障していく活動です。

公助 共助 自助のバランスを時代状況に合わせて適切なものにして、サービスの隙間が発生しサービスを受けられない人が出ないように、福祉サービスを必要な時に必要な人に適切に提供できるようにしていくことが必要です。特に、今日の状況では、地域社会の人々の助け合い(共助)を、住民相互の労力提供と資金を基盤とした「住民の住民による住民のための福祉活動」として推進していくことが重要になっています。

《地域福祉と自助・共助・公助のイメージ》



(3) 地域福祉は適切な範囲を基盤とした活動

地域福祉の推進には、適切な近隣関係の再構築が必要

さまざまな生活困難性を有する人々の声が地域社会に届くためには、隣近所に住む人々との関係(近隣関係)が重要です。お互いの顔も知らない、あいさつもしない関係では、必要な情報が共有されず、お互いの助け合いは生まれてきません。もう一度、近隣関係を見直し、災害時など隣近所の助け合いが必要な時に助け合える関係を日常から構築しておく必要があります。

地域福祉の発展には、地域社会の重層的な組織構成が必要

最近の地域社会の範囲は、地域によって違いはあるものの、隣近所(近隣) - 自治会の組織範囲 小学校の通学区域 中学校の通学区域 地域包括支援センター圏域(介護保険における地域包括センターなどを中心とした範囲) 市全域と区分することができます。どういう場所であれ、地域福祉が活発に推進されているところでは、こうした重層的な地域社会の組織構成となっており、各々の組織ごとに、または、階層間での連携をとりながら、地域福祉活動に取り組んでいます。

(4) 地域福祉は「地域コミュニティ」を再生・創造する活動

自助・共助・公助の歴史的な変化

近代以前の社会では、公助や自助は弱く、農村や下町（町人）などでの助け合い活動（相互扶助）が地域社会の中軸にありました。しかし、近代化と都市化の進行とともに、地域の共同体的な相互扶助（助け合い活動）は、行政による福祉制度、企業の福利厚生制度、民間企業の保険事業や冠婚葬祭ビジネスなどに取って替われ、都市部では次第に弱くなっていきました。

戦後の高度経済成長と都市化のなかで、農村部から都市部へ（あるいは都市部内で）の人口移動などで、地域社会を構成する住民の入れ替わりが進行しました。新しい住民の多くは、郊外の住宅都市と都市中心部の職場を往復しながら、安定した雇用環境の中で家庭生活の向上を実現させてきました。国や地方自治体の社会保障制度（社会福祉を含む）は豊かな財政状況に支えられながら次第に充実し、企業の福利厚生制度にも助けられて、行政サービスとしての社会福祉（公助）は前進してきました。

しかし、少子高齢化の中で福祉ニーズが増大してくると同時に、長期不況と財政危機が発生し、国は社会保障費の伸びを抑制する政策を採り、公的サービスが制限される傾向が生まれてきました。

戦後の都市化の中で、1世帯当たり家族の人数が減り核家族化が進行してきましたが、近年では、高齢者や若者の単身世帯が増加しています。少子高齢化の進行は介護や子育てなどでの家庭の介護力や子育て力を要求しますが、核家族や単身世帯には介護や子育てを十分に成し遂げる力は不足しています。

また、大都市では、地域社会の中に新しい住民が増えるとともに、従来からあった地域社会のつながり・相互扶助的な関係（共助）は薄れていき、従来は家庭の子育て力を補っていた地域社会のコミュニティとしての力が弱まっています。

地域福祉活動の発展は、「地域コミュニティ」の再生・創造となる

地域社会とは、一定の地域に住む住民が形成している社会のことであり、その内部での関係のあり方は特に問題とはしていません。しかし、ここで「地域コミュニティ」という言葉を使う場合は、日常生活圏という一定の地域的広がりの中で、いつまでも住み続けることができる地域社会を、連帯と行動で築き上げていこうという住民の共同体をめざすことを意味しています。

地域福祉を推進することは、地域社会の生活課題の解決能力を高め、「地域コミュニティ」を再生・創造することに結びつきます。

3 地域福祉の推進に向けた各団体の役割と連携

(1) 地域福祉の推進に向けた各団体の役割

市町村

社会福祉法（第 107 条）では、市町村は住民や社会福祉の事業者・活動する人などの意見を聴きながら市町村地域福祉計画を策定し、地域福祉を推進することが規定されています。市町村地域福祉計画の内容については、次の事項を一体的に定める計画と規定されています。

- 1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

小平市では、社会福祉法に基づく地域福祉計画として、平成 19 年度に「小平市第三期地域保健福祉計画」を策定し、総合的に地域福祉の推進を図っています。行政は、高齢者や障がいのある人、児童などを含めた社会福祉の制度を運営し、福祉サービスの基盤を整備するなど、福祉の仕組みの中軸となっています。

市町村社会福祉協議会

社会福祉法（第 109 条）では、地域福祉を推進する中心的な団体として下記の事業を展開することと位置づけられており、地域福祉活動計画を策定して、地域福祉を推進しています。

- 1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4) 前 3 号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

小平市社協は、小平市における地域福祉の中心的な民間団体として、住民主体の福祉活動の促進を中心に、制度に基づく事業の運営や地域住民のニーズに応じた独自の事業、日常生活支援サービスの展開、相談援助や情報提供など幅広い活動を展開しています。

民生委員・児童委員

民生委員は、社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に立ち、地域住民の生活状態を把握し、援助を必要とする人に対して生活相談や援助を行い、福祉サービスを適切に利用するため必要な情報提供を行うとともに、常に関係行政機関の業務に協力して、地域住民の福祉の増進に努めており、地域福祉活動の重要な担い手となっています。

民生委員制度は、昭和 23 年の民生委員法の制定で法的に整備され、平成 12 年の社会福祉法の改正に伴い、民生委員の地域福祉の担い手としての性格を明確にするため、基本理念(「保護指導」から「相談、援助」へ)と性格(「名誉職」から「社会奉仕者(無給)」へ)、職務内容等の改正が行われました。

福祉関係の民間団体(社会福祉法人など)

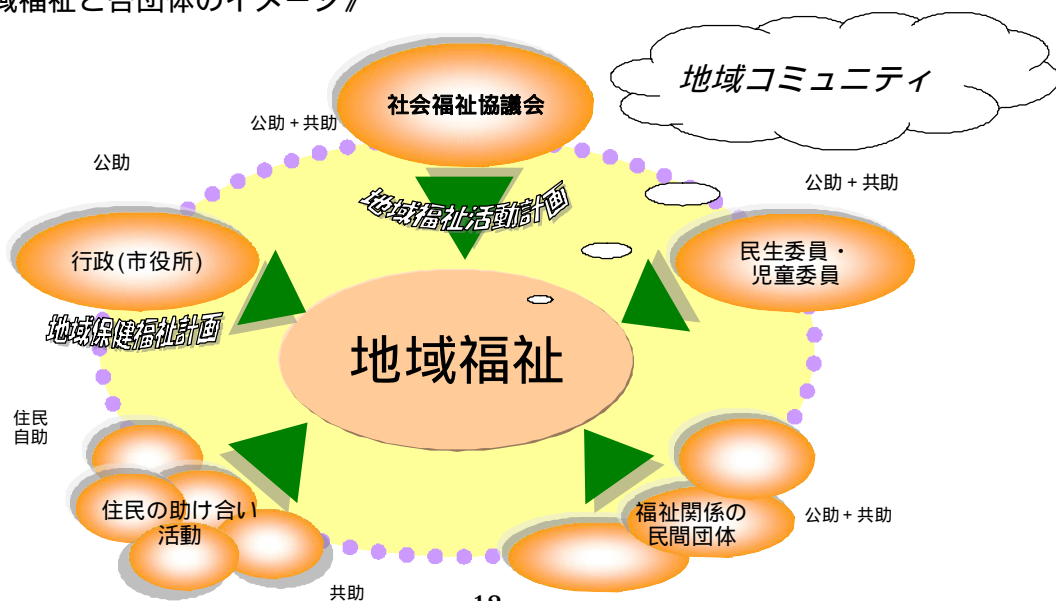
社会福祉法人など福祉関係の民間団体は、高齢者・障がい・児童など福祉に関する高い専門性を有しており、直接の福祉サービスを提供する組織として、また障がいのある人や子育て家庭等の交流・連帯の拠点として、重要な役割を果たしています。

さまざまな住民組織

自治会などの住民組織は、近隣関係を基礎にして住民の生活課題を共有し、見守り活動や災害時の協力などの助け合い活動、行政や福祉関係者への連絡などの役割を果たしています。

また、障がい当事者の団体は、同じ障がいを抱える地域の住民同士という立場から、悩みごとに対する相談支援などの助け合い活動、行政や福祉関係者への連絡などの役割を果たしています。

《地域福祉と各団体のイメージ》



第2章

計画の基本理念と 重点目標

第2章 計画の基本理念と重点目標

1 計画の基本理念

基本的に、第二次小平市地域福祉活動計画の基本理念を第三次小平市地域福祉活動計画においても継承します。

(1) 人間性の尊重、社会参加と自立・自己実現の推進

小平市に暮らす誰もが、また小平市で活動する誰もが、一人の人間として尊重される環境づくりをめざします。また誰もが、自らの意思に基づき、家庭や地域の中で、障がいの有無や年齢にかかわらず、社会の一員としてその人らしい健康で安心のある生活を送ることができるよう、社会参加と自立・自己実現への支援を推進します。

(2) ノーマライゼーションの理念の実現

地域社会では、高齢者や障がいのある人、子ども、外国籍を持つ住民などさまざまな人たちが暮らし、活動しています。「地域で暮らす誰もが差別されることなく、あたりまえに生活を営み、さまざまな活動に参加できる社会があたりまえである」というノーマライゼーションの理念を地域住民一人ひとりが理解し、行動していくことができる地域社会づくりをめざします。

(3) 住民主体による福祉のまちづくり

地域社会の主人公はそこに暮らす地域住民です。住民が人間としての尊厳を持って暮らすことができる地域社会は、国や他人がつくってくれるものではありません。地域に住む住民自らが、主体的に人間らしい暮らしを求め、福祉のまちづくり、暮らしづくりを求め活動していく地域をめざします。

(4) 利用者の権利をまもるしくみづくり

福祉サービスの利用にあたっては、サービスを受ける利用者がサービスを提供する事業者と対等な立場に立ち、自らの選択により適切な福祉サービスが利用できるよう、利用者の権利をまもるしくみづくりを進めます。

2 計画の基本目標と重点目標

(1) 計画の基本目標

計画の基本理念に基づき、次のような基本目標を定めます。

地域で支えあう 福祉のまち・こだいら

(2) 計画の重点目標

基本目標に基づき、次の6つの重点目標を定めます。それぞれの目標の実現に向けて、具体的な取り組みを進めていきます。

住民主体の地域福祉活動の展開

少子高齢化の進行やひとり暮らしが増える中で、さまざまな生活の困難性を抱えた市民が暮らしています。そうした生活課題の中には、近隣住民の協力と助け合い活動があれば解決できるものもあります。地域社会における住民相互の助け合い活動の活発化を促進します。

安全で安心できるまちづくりの推進

今日、安全で安心できる生活に対する市民の関心が高まっています。災害時要援護者*も含めた防災対策の充実、詐欺事件や犯罪に巻き込まれないような防犯対策の充実、高齢者や障がいのある人、子どもたちの見守り活動などを通じ「福祉のまちづくり」を進めます。

日常生活支援サービスの充実

生活の困難性（福祉ニーズ）を抱えながら支援につながらない人を早期に発見すると共に、適切な福祉サービスが受けられるような体制づくりと在宅福祉サービスの向上、子育て支援や青少年健全育成支援、障がいのある人の生活支援などの活動を進めます。

相談援助及び情報提供体制の充実

地域での相談・支援の中核を担っている民生委員・児童委員との連携を強化し、地域福祉をきめ細かく進める人材の育成や、専門的な相談機関との連携などにより、相談体制の充実を図ります。また、自分の力（自助）で生活課題を解決するためには、自己選択・自己決定に当たって、必要かつ十分な情報がその情報を必要とする人に伝わるといことが不可欠であることから、福祉に関する情報をさまざまな媒体を通じて積極的に提供します。

福祉のこころの醸成と福祉学習の推進

学校教育における福祉学習の促進、高齢者や障がいのある人との交流の促進などを通して福祉のこころの醸成を図ります。また、こだいらボランティアセンター*を中心にボランティアの育成を図るとともに、福祉の専門的な人材の確保を図ります。

地域福祉を推進するための基盤づくり

地域福祉を推進するために、住民へのPRや主体的な参加を促進し、小平市や民生委員・児童委員、各種団体との連携を強化しつつ、小平市社協の組織強化を図ります。



第3章

重点目標の実現に向けた 福祉活動の方向

第3章 重点目標の実現に向けた福祉活動の方向

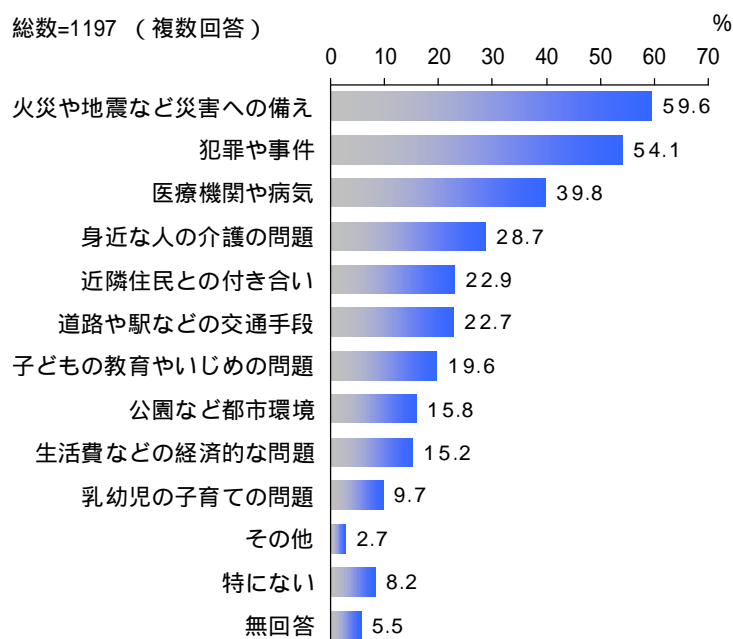
1 住民主体の地域福祉活動の展開

(1) 地域（小平市内）にある様々な生活課題

地域社会にはさまざまな問題がある

小平市社協がこのほど実施したアンケート調査（3ページ参照）の結果では、「地域で困っていること」として「火災や地震など災害への備え」「犯罪や事件」「医療機関や病気」「身近な人の介護」「道路や駅などの交通手段」などを挙げる回答が目立っています。これらの項目は、多くの人に共通した生活課題といえることができます。

問 現在、あなたには地域で困っていることや不安に思うことがありますか。



（「第三次小平市地域福祉活動計画策定のための実態・意向調査」による調査結果）

深刻な問題を抱える個人や家庭もある

小平市だけでなく我が国の社会全体をみると、次のような深刻な問題を抱える個人や家庭が存在しています。

《深刻な問題の事例》

- ・ 社会的な孤立状態にある単身者（閉じこもり、認知症の進行、孤独死の発生）
- ・ 認知症高齢者の介護の問題（徘徊・不明、入所施設の不足、高齢者虐待の発生）
- ・ 高齢者や障がいのある人を介護する家族の疲弊
- ・ 地域生活移行や就労支援がなかなか進まない障がいのある人の生活
- ・ 孤立化している子育て家庭（児童虐待の発生・発見の遅れる近隣関係の問題）
- ・ 非行少年とその家庭、様々な問題が重なり崩壊状態の家庭、青少年の引きこもり
- ・ 生活に困窮する人々（大量の解雇・失業問題、ワーキングプア問題、ホームレス）

日常生活で「ちょっとしたこと」に困る人もいる

少子高齢化の進行で、ひとり暮らしの人や子育て家庭などで、日常生活の「ちょっとしたこと」に支援が必要な人がいます。自分で何とかできる範囲（自助）を超えていますが、公的サービス（公助）を頼む程ではないということがあります。言い換えれば、同居している人がいたり、隣近所に住んでいる人が短い時間だけ手助けしてくれたら、普通に日常生活ができるという人たちがいます。

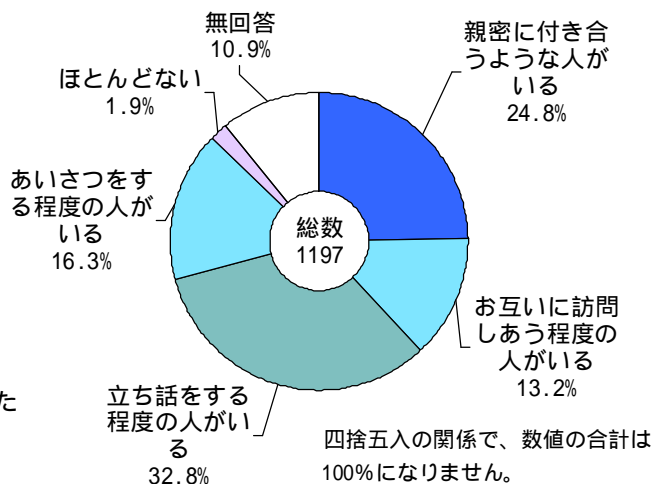
《ちょっとした生活困難性の事例》

- ・ 電球の交換や家具の移動など家の中で「ちょっとしたこと」ができない人
- ・ 身体の具合が悪くて、分別ゴミ出しができない人
- ・ 幼児や介護する人がいるので、近所へ「ちょっと」(短い時間)外出するのも難しい人
- ・ 病気や怪我で一時的に動作が不自由になった人

近隣関係が希薄で住民相互の助け合い活動は活発ではない

アンケート調査では、近隣関係の現状として「立ち話をする程度の人がいる」が多い結果となっています。ボランティア活動団体や市民活動団体が活発化していると言われる反面、地縁関係で助け合う活動は弱い状態といえます。

問 あなたは、ご近所の方とどの程度のお付き合いをしていますか。

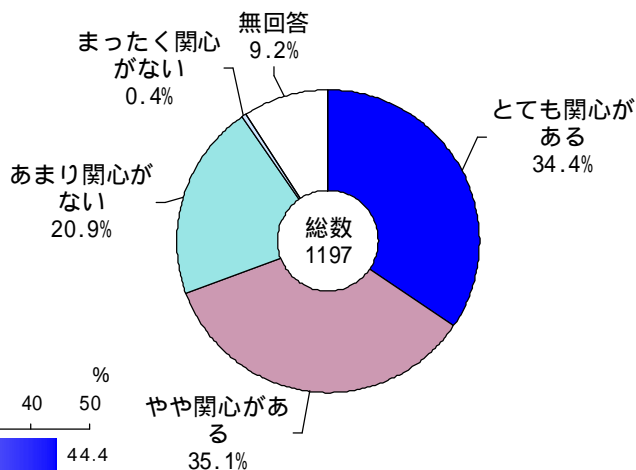


(「第三次小平市地域福祉活動計画策定のための実態・意向調査」による調査結果)

福祉への関心は高いが、活動への参加は少ない問題

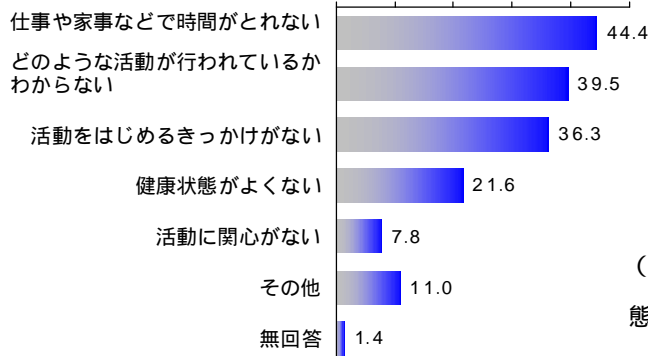
アンケート調査では、現状では福祉への関心は高いものの、活動への参加は少ないという結果が出ています。仕事や家事などで福祉活動に参加する「時間がとれない」、地域で「どのような活動が行われているかわからない」、福祉活動に参加する「きっかけ」が見つからない、近隣住民が「顔見知りになる機会が少ない」という問題や、活動の負担が少数の人に集中してしまい、活動的な人が辞めてしまうといった問題も指摘されています。

問 あなたは、福祉に関心がありますか。



問 (地域での助け合い活動に参加していない人に対し) これまで参加しなかった理由は何ですか。

総数=347 (複数回答)



(「第三次小平市地域福祉活動計画策定のための実態・意向調査」による調査結果)

(2) 地域福祉活動の問題点の克服のために

近隣住民が顔見知りになる機会を多様に企画すること（近隣関係づくり）

前述した問題を解決するためには、住民組織（自治会や各種の地域団体）がイベントや近隣住民が顔見知りになる機会を多様に実施することが必要です。各種の住民組織が行う活動に、福祉関係者も積極的に参加することによって、知り合いの輪が広がり、さまざまな情報交換や交流が自然に始まります。

現在、実施している様々な地域活動のPRを充実する（情報共有）

アンケート調査では、地域社会に関わるための「情報が少ない」ということが言われています。また、地域福祉の活動を推進している人たちからも「福祉サービスが必要な状態になっている人の情報が早期には入ってこない」ということが言われています。そうした情報が必要な人に届くように、地域で福祉活動をしている各団体がPRを拡充することが必要です。特に、「口コミ」といわれるように、「会って話す」形の情報交換は重要です。

活動での負担を皆で分担するように活動のあり方を再検討する

前述したように、地域活動を推進している人が、その負担に耐えられず辞めてしまう例が少なくなく、「活動的な人がなかなか育たない」「役員のなり手が無い」という声が各団体から聞こえてきます。活動の負担が特定の人に集中しないように皆で分担し、それぞれの人の事情に応じて活動が継続できるように、活動のあり方を再検討する必要があります。

(3) 地域課題への取り組みと住民の助け合い活動

様々な地域課題への住民の取り組みを促進（いわゆる「ご近所の底力」の発揮）

地域の清掃活動、分別ゴミ出しへの支援、ひとり暮らし高齢者への安否確認（見守り活動）などの活動に対して、住民一人ひとりが積極的に参加・協力していくことが求められています。社協を含む福祉関係者は、そうした活動に参加しつつ、多くの住民が参加するように、自治会等の住民組織に働きかけていくことが必要です。

また、日常生活で「ちょっとしたこと」に困っている人を手助けする仕組みや活動を自治会等の住民組織で始めるように、小平市社協からも働きかけ（情報の提供と収集）を始めます。

	活動の名称	取り組みの内容
1	近隣住民の協力関係づくりの促進・支援	顔の見える近隣住民相互の関係づくりのために、あいさつ、お祭りやイベントへの参加拡充などをPRします。
2	ちょっとした「手助け」の促進・支援	高齢者世帯などでは、近隣住民のちょっとした手助けで解決する問題があることをPRします。
3	見守り活動の促進・支援 「安心サービス」	高齢者、障がいのある人、児童などが事故や犯罪に巻き込まれないための見守り活動の充実を図ります。小平市社協として、70歳以上のひとり暮らしの人を対象に、「電話訪問サービス*」、「おはようふれあい訪問サービス*」を引き続き展開します。

地域での防災活動への参加と協力（防災は地域の共通課題）

アンケート結果では、地域住民の災害対策への関心は高く、地域社会全体での取り組みが必要になっています。自治会や自主防災組織*による防災訓練へ参加するとともに、子ども、現役世代、高齢者も含めた世代間交流となるように参加者の拡大に協力すること、及び災害時要援護者も含めた防災訓練の実施に努める必要があります。そのためには、福祉施設や障がいのある人と地域住民の協力関係を平時から構築しておくこと、及び災害時における要援護者と支援者の関係の具体的な設定が必要です（防災活動については、後述します）。

地域での防犯活動への参加と協力（見守りは地域の共通課題）

近年、児童や高齢者が様々な犯罪事件に巻き込まれる例が報道されており、地域での防犯活動が重要になっています。PTA、高齢者団体、自治会などの地域組織間の協力関係を、地域の見守り活動など具体的な課題に即して構築していくことに協力します（防犯活動については、後述します）。

（4）住民主体の地域福祉活動に対する支援

高齢者を対象とする小地域活動の推進

小平市社協では、地域センターや公民館を活動の場として、「ほのぼのひろば」という高齢者向けの小地域活動を15か所で展開しています。地域によって異なりますが、おおむね小学校区を範囲として月1～2回程度集まり、健康相談や高齢者相互の交流・親睦を

進めています。また、37の高齢クラブ活動を支援しています。

	活動の名称	取り組みの内容
1	ほのぼのひろば (小平市社協事業)	閉じこもりがちな高齢者を対象に、地域の民生委員・児童委員の協力を得て、市内15か所の地域センター等を利用して、高齢者同士の交流の場として開催しています。今後も充実を目指します。
2	小平市高齢者交流室 (小平市社協事業)	在宅で生活している高齢者の介護予防を目的に、小平第二小学校内で生きがい活動や児童との交流等を実施しています。今後も運営のあり方について検討します。
3	高齢者団体への助成 (小平市社協事業)	高齢クラブ(37団体)に予算の範囲内で助成しています。今後も継続して活動を支援します。

ほのぼのひろば

「ほのぼのひろば」では、月に1～2回、地域センター等を利用した趣味・創作活動・レクリエーション活動等が行われています。ここでは、小川西町中宿地域センターと御幸地域センターで行われている活動を紹介します。

小川西町中宿地域センターで行われている活動

毎年夏と冬にうどん打ちを行い、秋には廃油利用の石鹸作りに取り組んでいます。このほか、希望者による親睦旅行(年2回)や歌の交流など、会員同士で何でも話せる場を設け、コミュニケーションを図っています。



上水本町ほのぼのひろばで行われている活動の様子

御幸地域センターで行われている活動

御幸町には医院がないため、来所されると、まず保健師による健康相談や血圧測定を受けられるようにしています。毎月の行事は四季折々の季節感のある伝統行事が取り入れられており、とりわけお月見のイベントでは抹茶と和菓子が大好評です。



児童・青少年を対象とする地域活動の支援・連携

小平市内では、PTAや地域住民組織によって青少年対策地区委員会が作られています。青少年対策地区委員会は19の小学校区すべてで組織されており、活発に活動しています。

また、地域住民をコーディネーターとする「放課後子ども教室*」、NPO*や地域住民が主体となって進めている「きらら広場*」などもあり、149団体を数える「子ども会」も含めて、児童に関わる活動が各地域で活発に展開されています。小平市社協も含めて福祉関係者は、児童・青少年に関わる活動に関する情報収集・情報提供、支援や連携を、教育委員会や福祉・健康部門などといった小平市の行政機関の枠組みを超えて進めます。

	活動の名称	取り組みの内容
1	青少年対策地区委員会活動	小学校区を活動基盤とし、学校、民生委員・児童委員、自治会などと連携し、地域交流会や安全パトロール、クリーン作戦などの活動を地域の子どもたちとともに進めています。このような地域を基盤とした活動を支援します。
2	子ども会への助成 (小平市社協事業)	地区子ども会に予算の範囲内で助成しています。今後も継続して活動を支援します。

青少年対策地区委員会の活動

青少年対策地区委員会(青少対)は、地区ごとに年間およそ4～14回(地区によって異なります)の活動を展開しています。例えば、市立第八小学校の区域を活動基盤とする八小地区委員会では、このような活動が行われています。

八小地区委員会の活動(平成19年度)

- ・地域交流会(2回)
- ・クリーン作戦(2回)
- ・わいわいひろば&フリーマーケット
- ・防災体験
- ・あおぞらセンターまつり
- ・夏祭り
- ・せいぶ通祭り
- ・みんなの音楽会
- ・八の子祭り
- ・ウォークラリーととん汁会
- ・響スプリングコンサート



障がい者団体・施設等の活動への支援・連携

小平市内には、市全域で活動している様々な障がい者団体があります（小平市身体障害者協会、小平市聴力障害者協会、小平肢体不自由児者父母の会、小平手をつなぐ親の会など）。その中には、障害者自立支援法の施行を背景として、平成18年6月に身体障がい、知的障がい、精神障がいの種別を超えて、障がい者団体や家族、施設関係者、在宅サービス団体など38団体が集まって結成された小平市障害者団体連絡会のような例もあります。小平市障害者団体連絡会では、小平市に対する提言・要望や小平市地域自立支援協議会*の活動への参加など、積極的な活動を展開しています。こうした障がい者団体に対する支援・連携を今後も進めます。

	活動の名称	取り組みの内容
1	障がい者施設の活動への支援	障がい者施設の呼びかけから商店会との協働で、商店街を活用したコミュニティアート展の取り組みが始まっています。施設利用者や地域の小学生の作品などが展示されます。このような地域の活動を支援します。
2	障がい者団体への助成（小平市社協事業）	聴力障害者協会、身体障害者協会、手をつなぐ親の会、精神衛生を考える会など障がい者団体等へ助成しています。今後も継続して活動を支援します。

(5) ボランティア活動や市民活動に対する支援・連携

ボランティアやNPOに関する相談・コーディネート機能の充実

小平市社協では、こだいらボランティアセンター及び西部ボランティアコーナー、東部ボランティアコーナーにおいてボランティアや市民活動に必要な情報の提供と相談及びコーディネートを行っていきます。

	活動の名称	取り組みの内容
1	ボランティア団体への助成（小平市社協事業）	小平市社協に登録するボランティア団体へ助成しています。今後も引き続き活動を支援します。
2	NPOに関する相談事業（小平市社協事業）	NPOの設立や運営管理に関する相談事業を実施しています。今後も引き続き活動を支援します。

ボランティア活動の環境整備

活動中の事故の補償としてのボランティア保険への加入促進など、ボランティア活動を進めやすいような環境整備を進めます。

ボランティア基金の運用方法を検討

小平市社協のボランティア基金の運用方法を見直し、多様なボランティア・市民活動に有効利用できる方法を検討します。



2 安全で安心できるまちづくりの推進

ここでは、地域社会の多数の人に共通する生活課題に対する解決の方向を検討します。

(1) 福祉のまちづくりの推進

福祉のまちづくりを総合的に進めるため、住民団体や高齢者や障がいのある人の組織と協力して地域福祉活動を進めます。

ソフト面での福祉のまちづくりの推進

ソフト面での福祉のまちづくりを進めるために、次の活動を進めます。

	活動の名称	取り組みの内容
1	近隣住民の協力関係づくりの促進(再掲)	顔の見える近隣住民相互の関係づくりのために、あいさつ、お祭りやイベントへの参加拡充などをPRします。
2	ちょっとした「手助け」の促進(再掲)	高齢者世帯などでは、近隣住民のちょっとした手助けで解決する問題があることをPRします。
3	見守り活動の促進(再掲)	高齢者、障がいのある人、児童などが事故や犯罪に巻き込まれないための見守り活動の充実を図ります。
4	差別意識や偏見の克服 (37ページの「福祉のこころの醸成と福祉学習の推進」を参照)	認知症高齢者や障がいのある人、外国人などに対する差別意識や偏見が存在します。啓発活動とともに、こうした人々との交流の促進を図ります。

ハード面での福祉のまちづくりの促進

ユニバーサルデザイン*の視点を重視して、行政等が進めるハード面での福祉のまちづくりを支援します。

	活動の名称	取り組みの内容
1	交通安全対策の充実を支援	信号機や歩道の整備、高齢者・障がいのある人への交通安全講習会の開催などの交通安全対策の充実を、高齢者、障がいのある人、PTAなどの関係団体と協力して、所管部署に伝えます。
2	公共施設のバリアフリー化*を支援	エレベータやスロープの設置なども含めて、公共施設のバリアフリー化を各種団体と協力して、所管部署に伝えます。

	活動の名称	取り組みの内容
3	交通手段のバリアフリー化の促進を支援	鉄道やバスなど交通手段でのバリアフリー化について、各種団体と協力して、各機関へ伝えます。
4	まちづくりの促進を支援	災害や犯罪が起こりにくい街並みづくりに向けて、市民のまちづくりグループ等と協力して、所管部署に伝えます。

(2) 地域の見守り体制の充実

地域で、「顔の見える」近隣住民の相互関係を基礎としつつ、高齢者、障がいのある人、児童の安全のための見守り活動の促進を図ります。

高齢者・障がいのある人の見守り活動の充実

近隣住民（住民組織）による高齢者や障がいのある人に対する見守り活動を促進すると共に、そうした活動が広がるように支援します。また、小平市社協としての安心サービスの充実を図ります。

	活動の名称	取り組みの内容
1	近隣住民による見守り活動の支援・連携（再掲）	自治会など住民組織や近隣住民による高齢者や障がいのある人の見守り活動を支援します。
2	安心サービスの充実（再掲）	小平市社協として、70歳以上のひとり暮らしの方を対象に、「電話訪問サービス」や「おはようふれあい訪問サービス」を引き続き展開します。

児童の地域見守り活動の充実

	活動の名称	取り組みの内容
	P T A 等による児童の見守り活動への支援・連携	児童が登校・下校する時に事件や交通事故に遭わないように見守る活動をしている P T A などの団体を支援します。

(3) 防災対策や防犯対策の充実

地域での災害時要援護者の名簿づくりへの協力

災害時に援護を必要とする人の登録や名簿作成にプライバシーに配慮しつつ協力します。また、要援護者一人ひとりに対する避難誘導プランの作成について協力します。

社会福祉施設の避難誘導への協力

社会福祉施設にいる人の災害時における避難誘導について、施設と地域住民組織との間での支援協力関係の構築を支援します。

地域における防災訓練への協力

自治会や自主防災組織が防災訓練を実施する場合に、災害時要援護者とともに実施するように働きかけることも含めて、訓練の充実に協力します。

防犯対策の充実

近年、振り込め詐欺*や詐欺的販売が横行しています。高齢者や障がいのある人がそうした詐欺事件に巻き込まれないように、情報提供や相談などの支援を行います。



3 日常生活支援サービスの充実

ここでは、主として個人の生活課題に対する解決の方向について検討します。

(1) 福祉ニーズの把握と関係機関・団体への連絡（サービス開始前）

困っている人の情報が福祉関係者に伝わってこない問題

地域社会には、さまざまな生活課題（福祉課題を含む）を抱えている人がいますが、その情報が行政や福祉関係者にはなかなか伝わらず、深刻な事態になってからようやく情報が伝わるという例が少なくありません。

そうした場合、隣近所との付き合いが全くないために、生活課題を抱えている人のことを知らないということや、隣近所では知ってはいたものの、行政や福祉関係者にはその情報が届いていない場合もあります。また、逆に行政や福祉関係者は知っていたものの、隣近所は何も知らなかったという場合もあります。

「困っている人」の早期発見と福祉ニーズの把握の方法

困っている人が自分から行政や福祉関係者などに相談に行けば、問題が早期に発見され、行政や福祉関係者の対応も早期に開始されます。しかし、本人がそうした行動をとらなかった場合、生活課題は次第に深刻になってしまいます。

例えば、隣近所の人とあいさつや顔を合わせる程度の付き合いがあれば、生活課題を抱えていることは隣近所に分かるものです。困っている人が行政や福祉関係者に相談に行かなくとも、その人の生活課題が分かれば、隣近所の人を通して行政や福祉関係者に情報が伝わり、民生委員・児童委員など福祉関係者がその人のところを訪問することもできます。

困っている人の早期発見と、相談による福祉ニーズの把握・早期の対応が重要です。

近隣住民による課題解決への努力、助け合い活動の開始

困っている人の生活課題によっては、地域住民の助け合い活動で解決できる問題もあります。そうした場合は、困っている人の生活や意思を尊重しながら近隣住民や住民組織（自治会やボランティア団体）による課題解決への活動が必要です。

行政や福祉団体等への連絡、福祉サービスの開始

困っている人の生活課題によっては、住民組織の力だけでは解決が困難な問題があります。そうした場合には、行政や福祉関係者にその人の情報が伝わり、訪問相談などの対策

が早期に行われることが必要です。行政や福祉関係者にその人の情報が伝われば、一定の手続きを経て福祉サービスが提供されます。

(2) 安心してサービスが利用できる仕組みづくり

小平には、日常生活で困ったことや課題がでた時に、一人ひとりに合った福祉サービスを受けられるように作られた仕組みや、サービスを受けているものの、それが適切ではない場合に活用できる仕組みがあります。

福祉サービスの利用支援の充実

小平市社協では、小平市からの補助を受けて運営している「権利擁護センターこだいら」の充実をさらに進めます。

	活動の名称	取り組みの内容
1	地域福祉権利擁護事業 (小平市社協事業)	高齢、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分なために、福祉サービスの利用が難しい人に対して、安心して生活できるようにお手伝いするサービスです。福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス、行政手続き、重要な書類等の預かりサービスなどを実施しています。今後も事業の推進に努めます。
2	成年後見制度の利用支援 (小平市社協事業)	高齢や知的障がい、精神障がいなどで、契約などの意思決定が困難な人の権利を擁護し、財産を保護するための仕組みです。この制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。成年後見制度推進機関としての機能をさらに強化します。

苦情解決制度の充実

小平市社協が提供する福祉サービスについて、利用者からの苦情を解決するための体制を整備し、利用者がサービスを適切に利用することを支援するため、小平市社協では「苦情解決制度実施要綱」を定めています。

(3) 高齢者の在宅福祉サービスの向上

ひとり暮らし高齢者等の安否確認

ひとり暮らし高齢者等の安否確認として、引き続き安心サービスを実施します。

	活動の名称	取り組みの内容
1	電話訪問サービス (小平市社協事業)	週1回事前に定めた時間に、小平市社協の訪問員が電話をし、不安感の軽減を図ります。
2	おはようふれあい訪問サービス (小平市社協事業)	週3回の午前中に配達員が訪問し、乳酸菌飲料を配達し、安否を確認します。

「ほのぼのひろば」で健康づくりへの取り組みを強化

現在、高齢者同士の交流の場として開催している「ほのぼのひろば」で、健康づくりへの取組を強化します。

介護者への支援体制の充実

活動の名称	取り組みの内容
市民講座 (小平市社協事業)	介護している家族の方を支援するため、市民向けの講座などを実施します。

(4) 障がいのある人の生活支援・就労支援の充実

障がいのある人の生活支援

小平市社協では、障がいのある人の生活を支援するため、小平市障がい者地域自立生活支援センターひびきや、小平市立障害者福祉センター、小平市立あおぞら福祉センターの運営を受託しています。今後も施設等の運営を通し、障がいのある人の生活支援に努めます。

	活動の名称	取り組みの内容
1	小平市障がい者地域自立生活支援センターひびき (小平市社協事業)	障がいのある人への生活相談、障がい児への発達相談、交流室の運営などを行っています。今後も事業の充実に努めます。
2	小平市立障害者福祉センター 小平市立あおぞら福祉センター (小平市社協事業)	生活介護事業*、自立訓練事業*、児童デイサービス*、言語相談訓練事業などを実施しています。今後も引き続きサービスの充実に努めます。

また、小平市社協と障がい者団体等との定期的な交流会や懇談会を開催し、障がいのある人の要望や意見を聴き、生活支援の充実を図っていきます。

介護者への支援体制の充実

小平市社協では、障がいのある人を介護している家族の負担を軽減し支援するため、緊急一時保護事業、日中一時支援事業を実施しています。引き続き事業を通じ介護者の支援に努めます。

活動の名称	取り組みの内容
緊急一時保護事業 日中一時支援事業 (小平市社協事業)	介護にあたる家族の疾病、冠婚葬祭、また、介護者の心身の休養などにより家庭で介護を受けられなくなった人を一時的に小平市立障害者福祉センター、小平市立あおぞら福祉センターで預かることを引き続き行います。

障がいのある人の雇用拡大への取り組みの充実

障がいのある人の雇用に対する企業及び勤労者・市民の理解を促進するため、社協だよりなどを通して、啓発活動を実施します。

また、「小平市障害者就労生活支援センターほっと」と協力して、障がいのある人に対する就労支援の充実を図ります。

(5) 子育て支援・青少年健全育成活動への支援

子育て中の保護者への支援

	活動の名称	取り組みの内容
1	子どもつどいの広場 (小平市社協事業)	乳幼児とその保護者の交流や、子育て相談等を身近な地域で行い、子育て中の保護者を支援すると共に、子どもに健全な遊びを指導し、子どもの健康増進と豊かな心を育む場を市内3ヶ所で提供しています。今後も事業の充実を目指します。
2	こどもひろば 「おもちゃ図書館こっぺ」 「小平おもちゃの病院」	「おもちゃ図書館こっぺ」はボランティアが運営し、障がいのある子もいない子も一緒に遊ぶ場所で、親同士が集まって気軽に話し合える場として活動しています。 「小平おもちゃの病院」は、故障したおもちゃを子どもの目の前で直して使えるようにしています。科学する心を養います。

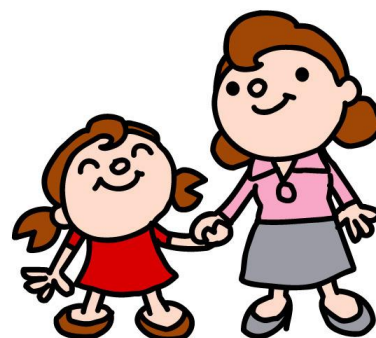
	活動の名称	取り組みの内容
3	子ども会等への助成 (小平市社協事業)	地区子ども会、母子寡婦福祉会等に助成しています。

子育て関連機関との協力・連携

子育て支援を充実するため、小平市の子育て関連の部署や子ども家庭支援センター*、ファミリーサポートセンター*、保育園等との協力・連携を強化します。

青少年対策地区委員会への協力・支援

青少年健全育成活動を充実するため、青少年対策地区委員会への協力・支援を強化します。



(6) 生活応援サービスの充実

生活福祉資金等の貸付

小平市社協では、東京都社会福祉協議会の委託を受け、金融機関や公的貸付制度からの借入れが困難な所得の少ない世帯や障がいのある人などが属する世帯を対象に、貸付を行っています。貸付を通じ、世帯の生活の安定と経済的自立の支援に努めます。

	活動の名称	取り組みの内容
1	生活福祉資金の貸付 (小平市社協事業)	低所得世帯、障がいのある人の属する世帯、要介護高齢者世帯を対象に資金の貸付を行います。
2	長期生活支援資金・要保護世帯向け長期生活支援資金の貸付 (小平市社協事業)	65歳以上の世帯または、要保護状態の高齢者世帯で、不動産を所有しているが、市町村民税非課税程度の低所得世帯に対して、その不動産を担保にして資金の貸付を行います(リバースモーゲージ)。
3	離職者支援資金の貸付 (小平市社協事業)	生計中心者の失業によって生計の維持が困難となった世帯で、就労することが可能で、就労活動等を行っている場合などの要件を満たしている場合に、貸付を行います。
4	緊急小口資金の貸付 (小平市社協事業)	低所得世帯で、特定の理由で緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯に対し資金の貸付を行います。

「生活安定応援窓口」の設置

東京都が一定所得以下の都民を対象に「生活安定化総合対策事業」を開始しましたが、これを受けて、小平市では小平市社協がその窓口を開設しています。この事業を通じ、世帯の生活の安定を支援します。

活動の名称	取り組みの内容
生活安定応援窓口 (東京都の生活安定化総合対策事業の窓口) (小平市社協事業)	生活保護を受けていない低所得者に対して、生活相談や就職に向けた職業訓練・講座の紹介、訓練中の生活資金の貸付、中学3年生や高校3年生の子どもへの塾代や大学受験料の貸付などを行うことにより、世帯の生活の安定を応援します。

4 相談援助及び情報提供体制の充実

(1) 気軽に相談できる人材の育成と窓口の充実

地域に密着した人材の育成

さまざまな生活課題を抱える人が、身近な地域で気軽に相談できる人に出会う機会を増やすために、地域での相談や世話役的な活動も含めて地域福祉をきめ細かく進める人材を発掘し育成します。

小平市社協の窓口の充実

こだいらボランティアセンター、東部・西部ボランティアコーナーほか小平市社協内にある相談窓口を充実し、気軽に相談できる場にするとともに、民生委員・児童委員や地域に密着した人材などとの連携を進めます。

(2) 専門的な相談サービスとの連携

小平市社協の相談窓口では対応できない問題が発生した場合は、小平市や東京都または民間の専門的な相談サービス機関等と連携して、相談者の課題解決に努めます。

(3) 福祉に関する情報の積極的な提供

「社協だより」や社協のホームページの充実

読者の声を聴くと共に、スタッフの取材力・編集力をアップして、隔月発行の「社協だより」の充実と拡大を図ります。

小平市社協のホームページの充実を図るとともに、関係団体とのリンクを拡大して、小平市社協を入口として福祉関係の情報へのアクセスが容易になるように工夫します。

小平市や関係団体と連携した情報提供・情報収集

小平市の広報紙や福祉関係団体のニュースなどと相互に連携して、小平市社協の事業や活動内容の紹介記事を掲載してもらうとともに、市や関係団体のニュースも社協だよりや小平市社協ホームページに掲載するようにします（リンクの活用）。

「顔の見える」形の情報交換の重要性

紙面やインターネットでの情報提供とともに、顔の見える形での情報交換も重要です。小平市社協関係者による訪問（情報提供と情報収集）や、各種団体の会合への出席による情報提供と情報収集についても、可能な限り努力します。



5 福祉のこころの醸成と福祉学習の推進

(1) 福祉学習の推進

学校教育における福祉学習への協力

子どもたちに福祉のこころを醸成するため、小学校や中学校で実施する福祉学習への協力をさまざまな形で行います。具体的には、副読本作成や配布への協力、福祉体験学習の場の紹介や提供、教員のための福祉講習会の開催などを行います。

	活動の名称	取り組みの内容
1	福祉教育の副読本の活用	子どもたちの福祉への関心を高めるため、市立小学校への副読本の配布や授業での活用を促進します。
2	教員向け福祉講習会の開催 (小平市社協事業)	教員が授業で福祉学習を取り上げやすいように、教育委員会や学校と話し合いながら、教員向けの福祉講習会を開催します。

子どもたちの体験学習の推進

子どもたちが福祉の体験学習ができるように、高齢者・障がいのある人と子どもたちとの交流の場を設定します。また、小平市社協では「小平子どもボランティアスクール」の開催などの取り組みを進めます。

	活動の名称	取り組みの内容
1	「総合的な学習の時間」の協力を伴う学校支援 (小平市社協事業)	公立の小学校・中学校で実施している「総合的な学習の時間」に対し、ボランティア団体や障がい当事者、親の会等と協力しながらコーディネート等を行います。
2	小平子どもボランティアスクールの開催 (小平市社協事業)	子どもたちのボランティア活動を促進し、活動の中軸となる子どもボランティアを育成するため、小平子どもボランティアスクールを開催します。

福祉施設や福祉関係団体と住民の交流の促進

福祉施設や福祉関係団体(当事者団体を含む)と住民の交流を促進するため、福祉施設が行うイベント等の住民へのPRや、防災訓練やさまざまなテーマでの協力関係の構築に対して、小平市社協では必要な調整(コーディネート)を行います。

(2) 福祉人材の育成

福祉ボランティア活動の促進

前述したように小平市及び小平市社協では、子どもたちのボランティア活動への参加を促進しており、また、高齢者や障がいのある人との交流を通じた住民の福祉活動への参加を促進しています。福祉ボランティア活動が定着するように、福祉ボランティア団体やNPOに対する相談・支援活動にも力を入れていきます。

幅広い福祉人材の育成（地域の活動的な人材の育成）

前述した福祉ボランティア活動の中から、福祉ボランティア団体やNPOに所属するなどして、継続的に地域で活動する人材が自然に生まれてきます。そうした人材を発掘するとともに、小平市社協では、育成を意識的に進めるための仕組みづくり（研修プログラムなど）について研究を進めます。

福祉の専門的な人材の確保（専門職の確保）

福祉を職業とする人材の不足が全国的に問題となっており、福祉施設や福祉関係の事業所では介護職員やホームヘルパーなど各種の専門職が不足しています。福祉関係の職種に人材が集まらない・定着しない理由として、労働内容が厳しいのに対して報酬が少ないことなどが指摘されています。こうした福祉専門職の確保の方策について、小平市社協は小平市や他の社会福祉法人などと協議しながら、適切な方策を研究していきます。

6 地域福祉を推進するための基盤づくり

(1) 地域の組織づくりの基本方向

地域福祉を推進するための活動や事業には、取り組みやすい組織や地域の規模、範囲があります。また、それは各々が単独で進めるのではなく、調整や連携をとる中でより効果的に活用しやすいものになると考えられます。そのため、小平市内の地域福祉に関する団体の組織構成がどうなっているか、他団体も含めた重層的な連携構造をつくるためには、将来的にはどのような組織構成となることが望ましいのかを現在検討しています。

現在の小平市における各種団体の組織の状況

現在の小平市における各種団体の組織の状況は次の表の通りです。全ての小学校区には青少年対策地区委員会が組織されており、小平市社協の「ほのぼのひろば」も小学校区に近い形で組織されています。このように、各種組織が重層的に活動を展開していることが小平市の特徴であるとも言えます。

《小平市における各種団体の組織の現状》

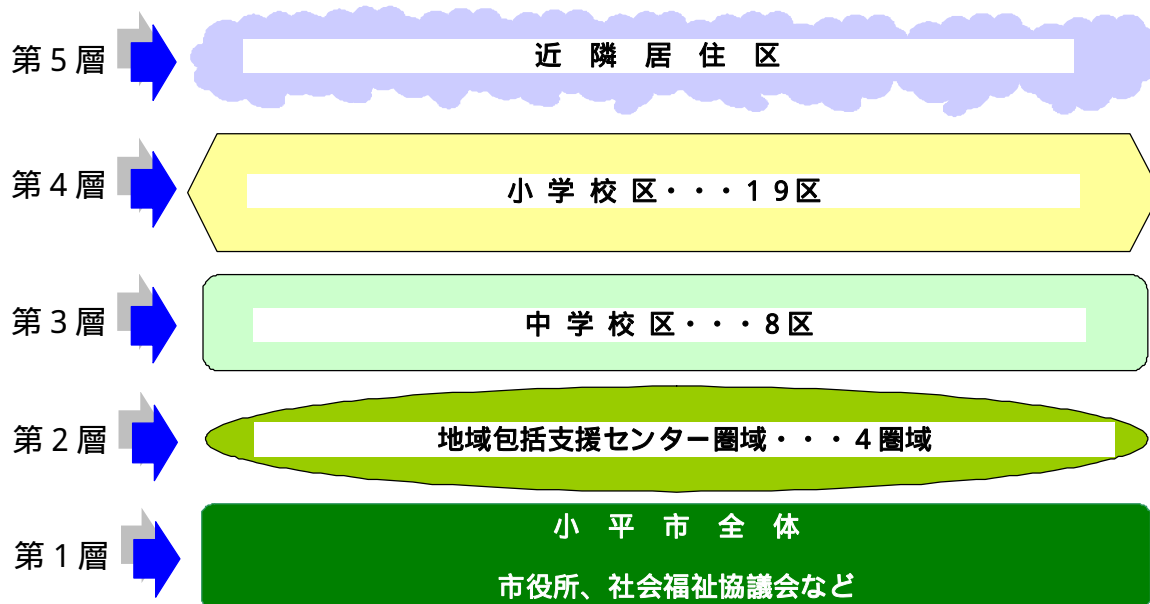
組織	基礎組織の範囲（カッコ内は組織の数）平成20年11月現在
小・中学校（公立）	小学校区（19）、中学校区（8）
青少年対策地区委員会	小学校区（19）
子ども会	小学校区より小さい単位（149）
自治会	町丁単位（382）
自主防災組織	自治会単位（41）
高齢クラブ	町丁単位（37）
社協「ほのぼのひろば」	地域センター等（15）
民生委員・児童委員	民生委員・児童委員の地域区分（地区協議会）（6）
介護保険関係	日常生活圏域*（4）、地域包括支援センター（8）
障がい者団体	市全域で活動する団体、小平市障害者団体連絡会（39）

上記の状況を念頭に、ひとつの試案として地域コミュニティの組織構成を次のように整理してみました。小平市において、地域コミュニティとしての地域社会を考えると、現時点では次の5つの階層構造が考えられます。階層ごとに連携する他団体があり、また、拠点施設と人材の配置が課題となります。

《地域コミュニティの重層的な組織構成の検討案》

階層（仮称）		範囲	福祉拠点、団体
5	近隣居住区	町丁単位	自治会、子ども会など
4	小学校区	小学校	青少年対策地区委員会 「ほのぼのひろば」など
3	中学校区	中学校	民生委員・児童委員地区協議会 など
2	地域包括支援センター圏域	東圏域、西圏域、中央東圏域、 中央西圏域	地域包括支援センター
1	小平市全体	市全域	社会福祉協議会、障がい者団体 など

《地域コミュニティの重層的な組織構成のイメージ》



小学校区の組織を基盤として大きく連合すると同時に小地域の組織化へ

地域福祉の推進という目的の実現のためには、住民一人ひとりが居住する町丁単位での助け合い活動が重要であることは言うまでもありません。このような町丁単位における助け合いを積み重ねた上で、テーマ（解決すべき内容）に応じて重層的な組織（連絡会等の組織）のあり方を柔軟に考えることが必要と考えています。なお、重層的な組織の連携に取り組むのに当たっては、特定の型を押し付けるものではありません。

現在、小平市では、全ての小学校区に青少年対策地区委員会が組織されており、小平市

社協の「ほのぼのひろば」も地域センター等を活用していますが、小学校区に近い形で組織されています。そこで、小学校区単位の組織を基盤として、中学校区や地域包括支援センター圏域に向かって連合していくとともに、自治会や子ども会の組織されている町丁単位に向かったきめ細かな組織化も必要であると考えます。

地域福祉の推進には、地縁型組織とテーマ型組織の交流・連携が重要

小平市における各種団体の組織の状況からも分かるように、現代における地域社会は、地域コミュニティという視点で見ると、近代以前の村や町のような地縁型組織によるみ構成されているわけではありません。自治会などの「地縁型組織」があると同時に、高齢者・障がいのある人・児童などの生活課題に関わるさまざまな「テーマ型組織」も存在しています。

これからは、テーマ型組織相互の課題を超えた交流・連携とともに、自治会などの地縁型組織とテーマ型組織が協力関係を構築することによって、具体的な生活課題・福祉課題に対する解決能力が向上し、地域コミュニティとしての新たな地域社会が再生・創造されることが考えられます。

(2) 小平市、民生委員・児童委員、各種団体との連携の強化

小平市との連携強化

全国的にみると、指定管理者制度*が導入されて以降、従来は社協が行政から受託していた施設管理が入札を経て民間事業者に委託されるようになるなど、行政と社協の関係が改めて問い直されています。

地域福祉の推進という視点では、行政も社協も共通の目標を有しています。地域福祉が展開される地域の範囲をめぐっても、具体的なサービスについても調整が必要です。小平市においては今後も地域福祉推進の車の両輪(重要なパートナー)として小平市と小平市社協の連携を強化していきます。

民生委員・児童委員との連携強化

民生委員・児童委員は、生活保護をめぐる生活困窮者の相談や援助活動など福祉事務所等の行政機関に協力する活動と、児童虐待防止、家庭内暴力への対応、高齢者への相談支援など地域福祉を担う活動を一体的に行っています。現在でも小平市社協の活動を地域において支える重要な担い手です。今後も、個々の民生委員・児童委員に過重な負担がかかることのないように配慮しながら、地域福祉の推進を共に図ります。

社会福祉法人やボランティア団体との連携強化

社会福祉法人やボランティア団体は、地域福祉に関わる具体的な助け合い活動の担い手です。小平市社協の会員となっている機関・団体も少なくないことから、他の社会福祉法人等が抱えている課題も小平市社協の課題として受け止め、連携を強化します。

(3) 小平市社協の組織の強化

小平市社協は、小平市における地域福祉を推進する中核的な民間団体として存在していません。

地域福祉の推進のためには、小平市社協の組織の強化と活動の充実が求められています。そのためには、小平市社協の経営基盤を強化することが必要です。

《参考 社会福祉法 第109条における市町村社会福祉協議会の規定》

社会福祉協議会は、(中略)市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、(中略)指定都市以外の市及び町にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

会員の拡大

小平市社協の会員数は減少傾向にあります。アンケート結果に示されているように、社会福祉に関心を有する人は多いので、小平市社協の趣旨に賛同して入会する人を増やすよう、小平市社協自体や小平市社協の活動をさまざまな方法でPRする(特に口コミは有効)など、小平市社協として最大限の努力をします。

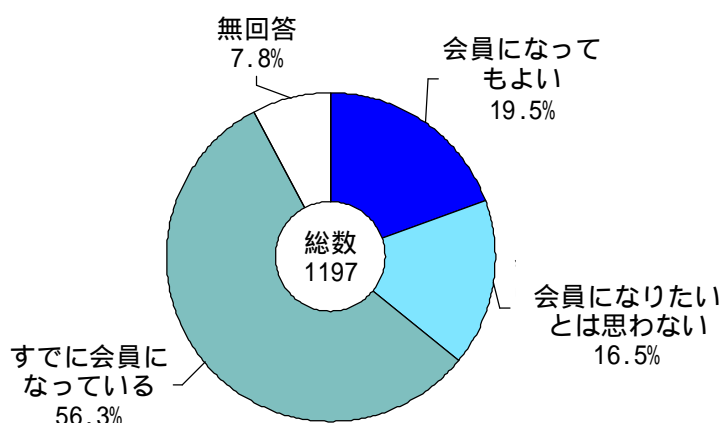
また、民生委員・児童委員や各種の団体との連携を強化し、会員拡大への協力を要請します。

《会員と会費の現状》

平成19年度末現在

種類	個人会員		事業所会員	
	年額	人数	年額	件数
正会員	500円	7,147人	2,000円	137件
賛助会員	1,000円	4,200人	5,000円	68件
特別会員	2,000円	903人	10,000円	69件

問 あなたは、小平市社会福祉協議会の会員になってもよいと思いますか。



四捨五入の関係で、数値の合計は100%になりません。

(「第三次小平市地域福祉活動計画策定のための実態・意向調査」による調査結果)

協力員の充実

小平市社協の協力員は、会費の収納をはじめ、小平市社協の様々な事業へ協力していただいています。実質的に小平市社協の活動を支えている協力員の充実について研究を進めます。

市補助金の確保

地方自治体の財政状況が悪化していますが、地域福祉の推進における小平市社協の公共的な性格を配慮し、小平市からの補助金の確保を要請します。

各種運営事業の充実

現在、小平市社協では、次の運営事業を展開しています。これらの運営事業の充実を図ります。このほか、運営事業ではありませんが、小平市の地域自立支援協議会の事務局業務の一部を担っています。

《小平市社協の運営事業》

事業名称	事業の概要
権利擁護センターこだいらの運営	判断能力の不十分な人への生活相談など
障がい者地域自立生活支援センターひびきの運営	障がいのある人への生活相談など
障害者福祉センターの運営 あおぞら福祉センターの運営	生活介護事業、自立訓練事業、児童デイサービス、日中一時支援事業、緊急一時保護事業、言語相談訓練事業、障がいのある人への生活相談、障がい児への発達相談など
高齢者交流室の運営	介護予防事業の一環としての役割を有する
高齢者安否確認事業	おはようふれあい訪問、電話訪問
子どもつどいの広場の運営	子育て相談、広場の運営
生活福祉資金等貸付	低所得者等への資金貸付相談
生活応援安定窓口	東京都の生活安定化総合事業の窓口
共同募金・歳末たすけあい運動	共同募金や歳末たすけあい運動の推進
こだいらボランティアセンター、西部及び東部ボランティアコーナーの運営	ボランティア・市民活動支援、小地域福祉活動、福祉教育、講習会やセミナーの開催など

組織運営の充実

小平市社協には、執行機関（理事会）、議決機関（評議員会）があります。さらに、職員が各部署に配置され、日常的な業務を遂行しています。地域福祉推進のために、民間団体としての主体的な経営判断と地域に開かれた組織体制を進め、横断的な組織運営や職員の業務遂行の適正化を進めます。

(4) 地域福祉活動計画の進行管理

小平市社協による進行管理の充実

第三次小平市地域福祉活動計画には、小平市社協が直接関与するものだけでなく、住民が主体的に進めている活動も含まれています。小平市社協が直接関与している地域福祉活動だけでなく、他の福祉団体や住民が進めている地域福祉に関わる活動も含めて、できる限り情報を収集整理します。

計画の進捗状況の公開と意見の公募

前期3年、中期3年、後期4年を期間として、計画の進捗状況について小平市社協としての分析・把握を行います。その内容は広く市民に公開してそれに対する意見を求め、次の段階への事業の推進に役立てます。

地域福祉の推進とこの計画の充実に向けて

小平市社協では、「第三次小平市地域福祉活動計画策定委員会」における議論を通して、第三次小平市地域福祉活動計画の性格をそれまでのような「社協自身の活動計画」ととどまらず、「社協を中心とした地域の各種民間団体等の活動の方向性の指針となる計画」であるととらえています。

具体的には、小平市社協はもとより、地域の福祉団体や住民等がこの計画の趣旨を念頭にそれぞれの活動を展開することによって、それぞれの活動が有機的に結ばれ、この計画に掲げている6つの重点目標の実現が図られるとともに、小平における地域福祉が一層充実するのではないかと考えています。もちろん、それぞれの活動の展開に際して、この計画は各団体固有の活動に枠を当てはめるような性格のものではありません。

小平市社協では、まず本計画の内容とともに上記の考え方の周知を図ります。そして、近隣地域での支えあい活動を積み上げ、その中から見出せる成果と課題を持ち寄ることにより、この計画の進行管理を進め、計画内容のさらなる充実を求めます。

資料編

1 市内の福祉の状況

(1) 高齢者の状況

総人口に占める 65 歳以上人口の割合（高齢化率）は、年々高くなっており、平成 20 年には 18.8%に達しています。

介護保険の要介護（支援）認定状況については、平成 19 年 3 月 31 日現在で 4,713 人が認定を受けており、これは同日時点での第 1 号被保険者数（65 歳以上の人口にほぼ一致。33,532 人）の 14.1%に当たり、高齢者のおよそ 7 人に 1 人が認定を受けていることとなります。

また、「東京都男女年齢別人口の予測」による小平市の将来予想人口では、平成 22 年、27 年、32 年の高齢化率がそれぞれ 19.3%、21.3%、21.8%となっており、今後一段と高齢化が進むことが見込まれます。

（各年 1 月 1 日現在。単位：人）

	小平市の人口		高齢化率
	総数	うち 65 歳以上	
平成 17 年	180,345	30,637	17.0%
平成 18 年	180,876	31,871	17.6%
平成 19 年	181,560	33,158	18.3%
平成 20 年	182,751	34,320	18.8%

（出典：平成 19 年版小平市統計書。人口には外国人登録人口を含む）

（各年 1 月 1 日現在。単位：人）

	「東京都男女年齢別人口の予測」 による小平市の将来予想人口		高齢化率
	総数	うち 65 歳以上	
平成 22 年	185,724	35,836	19.3%
平成 27 年	186,296	39,646	21.3%
平成 32 年	184,893	40,305	21.8%

（出典：平成 19 年版小平市統計書。人口には外国人登録人口を含む）

(2) 障がい者の状況

身体障害者手帳と知的障がい者の「愛の手帳」所持者数は、平成 16 年度から 18 年度にかけて増加を続けています。精神障害者保健福祉手帳の所持者数については、平成 17 年度から 18 年度にかけて若干減少していますが、全体としては増加傾向にあります。

身体障害者手帳所持者数を障がい別に見ると、肢体不自由が各年度とも過半数を占めており、内部障がい各年度ともおよそ 25% で続きます。また、愛の手帳所持者数を障がいの程度別に見ると、各年度とも最軽度である 4 度が最も多く、重度である 2 度が続きます。

(手帳所持者数は各年度末時点の数値。単位：人)

	身体障害者手帳 所持者数	「愛の手帳」 所持者数	精神障害者保健福祉手帳 所持者数
平成 16 年度	4,326	833	799
平成 17 年度	4,405	866	914
平成 18 年度	4,478	910	865

(出典：小平市障がい者福祉計画)

(3) 子どもの状況

総人口に占める 14 歳以下人口(年少人口)の割合は、平成 17 年から 19 年にかけて微減を続け、平成 19 年から 20 年にかけては 13.7% で横ばいとなっています。

また、「東京都男女年齢別人口の予測」による小平市の将来予想人口では、平成 22 年、27 年、32 年の年少人口割合がそれぞれ 13.6%、13.2%、12.8% となっており、今後一段と少子化が進むこととなります。

(各年 1 月 1 日現在。単位：人)

	小平市の人口		年少人口割合
	総数	うち 14 歳以下	
平成 17 年	176,486	24,772	14.0%
平成 18 年	176,773	24,512	13.9%
平成 19 年	177,532	24,391	13.7%
平成 20 年	178,654	24,399	13.7%

(出典：平成 19 年版小平市統計書。人口には外国人登録人口を含まない)

(各年 1 月 1 日現在。単位：人)

	「東京都男女年齢別人口の予測」 による小平市の将来予想人口		年少人口割合
	総数	うち 14 歳以下	
平成 22 年	185,724	25,186	13.6%
平成 27 年	186,296	24,641	13.2%
平成 32 年	184,893	23,694	12.8%

(出典：平成 19 年版小平市統計書。人口には外国人登録人口を含む)

(4) 生活保護の状況

生活保護の被保護世帯数は、平成16年度から17年度にかけて微増、平成18年度から19年度にかけては微減となっています。

生活保護の動向については、不況による失業率の上昇や高齢化の進行などの状況により、変化することが考えられます。

(単位：人)

	被保護世帯数				
	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障がい者世帯	その他の世帯	
平成16年度	1,545	624	116	635	170
平成17年度	1,600	663	128	636	173
平成18年度	1,581	671	125	618	167

(出典：小平市第三期地域保健福祉計画)

(5) 外国人登録人口の状況

総人口に占める外国人登録者数の割合は、平成17年から20年にかけて2%程度でほぼ横ばいとなっています。平成20年における国・地域別の状況をみると、韓国・朝鮮が1,917人で最も多く、以下中国、フィリピン、ブラジルの順で続きます。

なお、小平市に隣接する立川市、小金井市、東村山市、国分寺市、東大和市、東久留米市、西東京市と比べると、小平市の外国人登録人口は最も多く、総人口に占める割合も最も高くなっています。

(各年1月1日現在。単位：人)

	総人口	外国人登録者数	総人口に占める割合
平成17年	180,345	3,859	2.1%
平成18年	180,876	4,103	2.3%
平成19年	181,560	4,028	2.2%
平成20年	182,751	4,097	2.2%

(出典：平成19年版小平市統計書。総人口には外国人登録人口を含む)

2 市民アンケート調査結果の概要

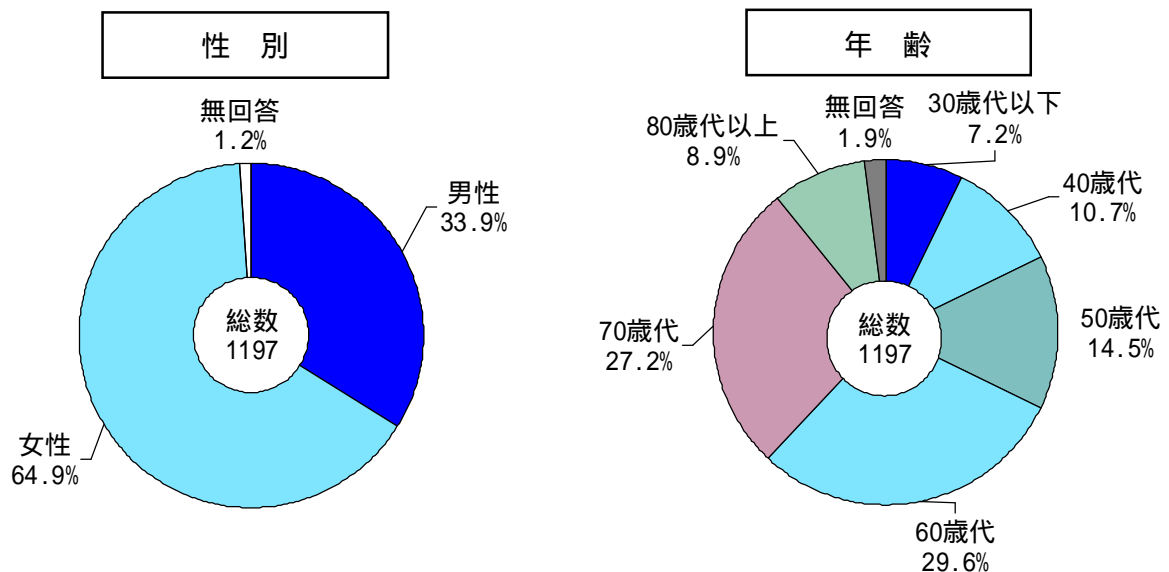
この調査は、小平市における地域福祉を総合的・計画的に推進するため、地域住民や多様な福祉活動を行う団体等の相互の協働計画である「第三次小平市地域福祉活動計画」の策定に当たり、小平市における市民の福祉への関心や地域での助け合い活動に対する意識等の実態を把握することを目的としています。

調査の対象と方法	対象は小平市民(平成20年7月1日時点での人口は179,208人)。民生委員・児童委員が地域の状況を考慮して訪問配布し、回収については調査票を郵便で返送していただきました。
調査の時期	平成20年7月17日から8月10日まで
回収状況	配布数：2,970票 回収数：1,203票(うち有効回収数1,197票) 回収率は40.5%

1 回答者の属性

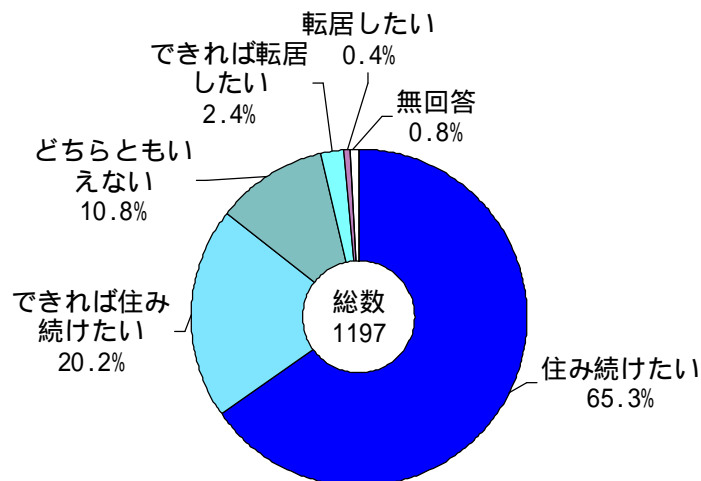
性別、年齢

回答者の性別は、男性が33.9%、女性が64.9%。年齢は、60歳代が29.6%、70歳代が27.2%、80歳代以上が8.9%であり、60歳以上が全体の6割以上を占めています。



小平市に住みたいか

「住みたい」が65.3%と多数を占め、「できれば住みたい」の20.2%と合わせて85%以上の回答者が小平市に住みたいという気持ちを持っていることがわかります。



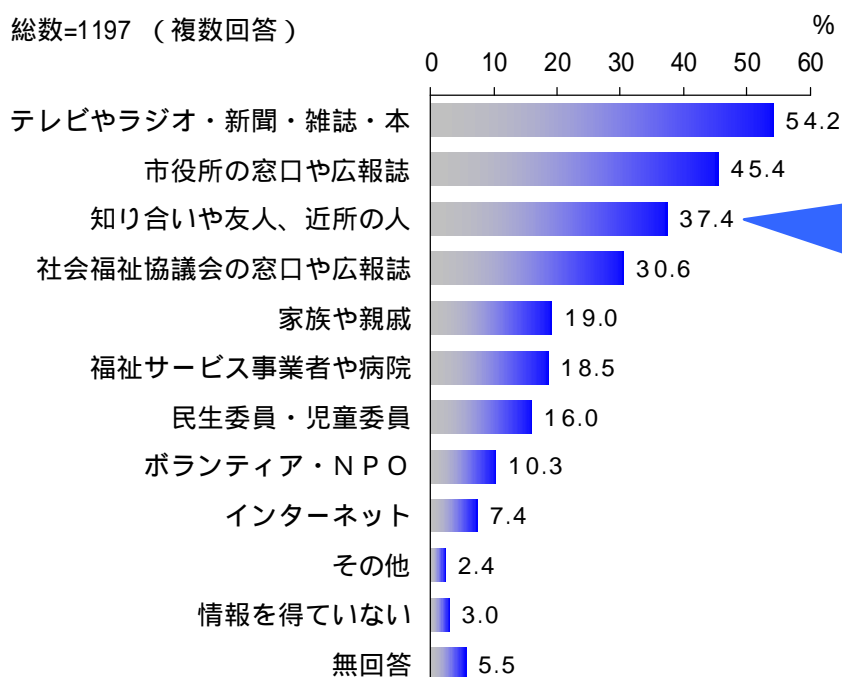
四捨五入の関係で、数値の合計は100%になりません。

2 社会福祉・地域福祉

福祉情報の入手手段

「テレビやラジオ・新聞・雑誌・本」が54.2%で最も多く、以下「市役所の窓口や広報誌」が45.4%、「知り合いや友人、近所の人」が37.4%、「社会福祉協議会の窓口や広報誌」が30.6%と続きます。

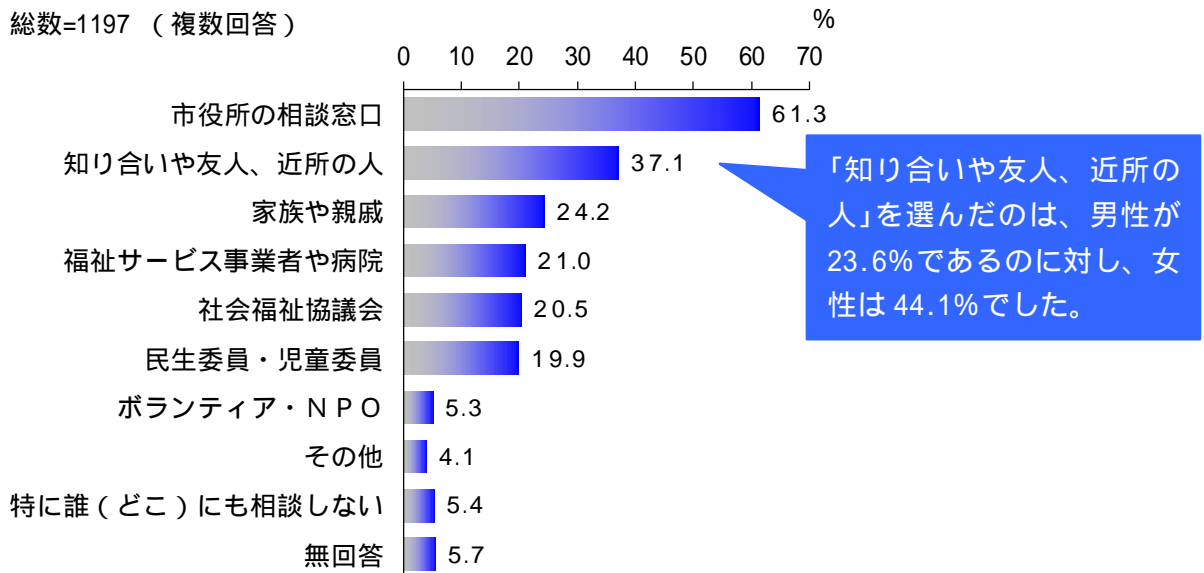
総数=1197（複数回答）



「知り合いや友人、近所の人」を選んだのは、男性が21.4%であるのに対し、女性は45.3%でした。

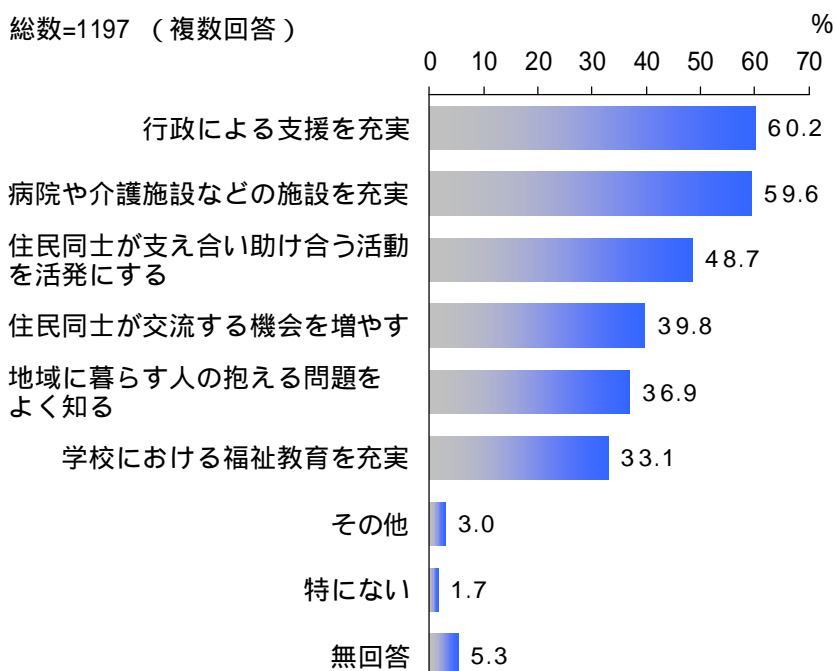
福祉に関する相談相手

「市役所の相談窓口」が61.3%で最も多く、「知り合いや友人、近所の人」が37.1%で続きます。



地域福祉の充実のために必要なこと

「行政による支援を充実」「病院や介護施設などの施設を充実」を選んだ人がほぼ6割であり、「住民同士が支え合い助け合う活動を活発にする」が5割弱となっています。

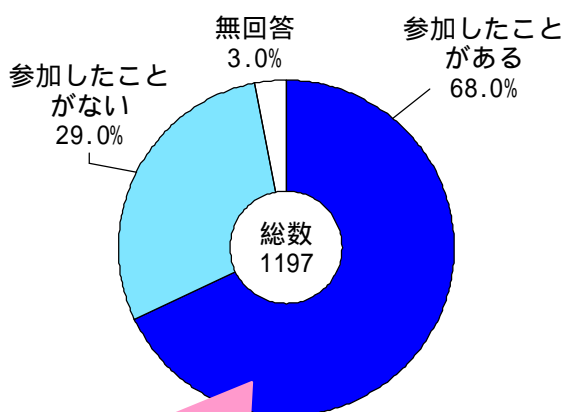


3 地域での助け合い活動

参加したことがある地域での助け合い活動

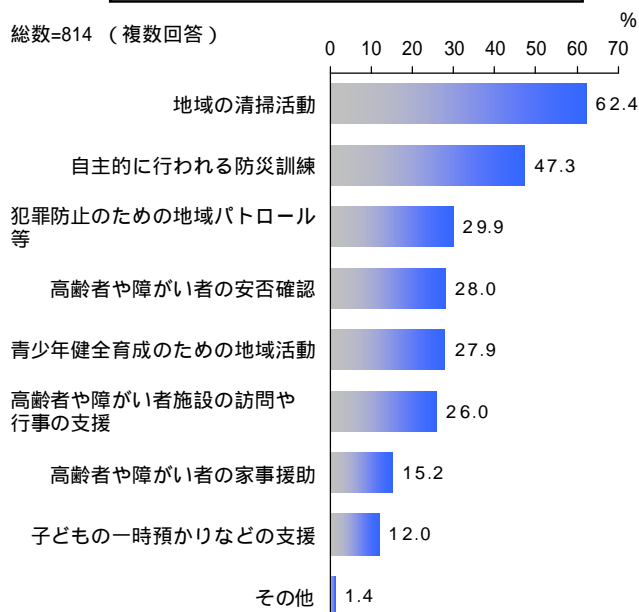
何らかの活動に参加したことがある人が68.0%、いずれの活動にも参加したことがない人が29.0%。参加したことがある地域での助け合い活動の内容は、「地域の清掃活動」が62.4%で最も多く、「自主的に行われる防災訓練」が47.3%で続きます。

地域で助け合い活動への参加の有無



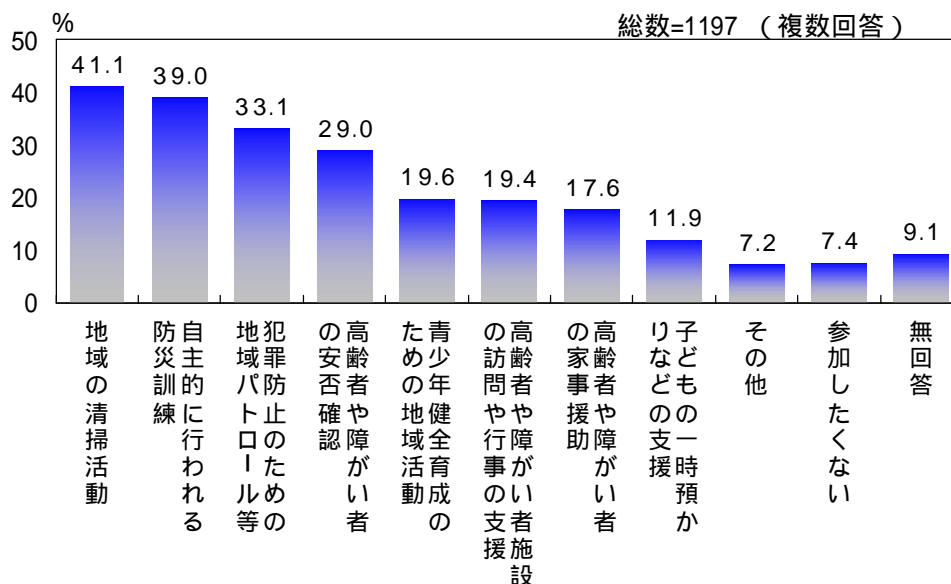
年齢別で見ると、「参加したことがある」人は40歳代～70歳のそれぞれでおよそ70%。

参加した助け合い活動



今後参加したい地域での助け合い活動

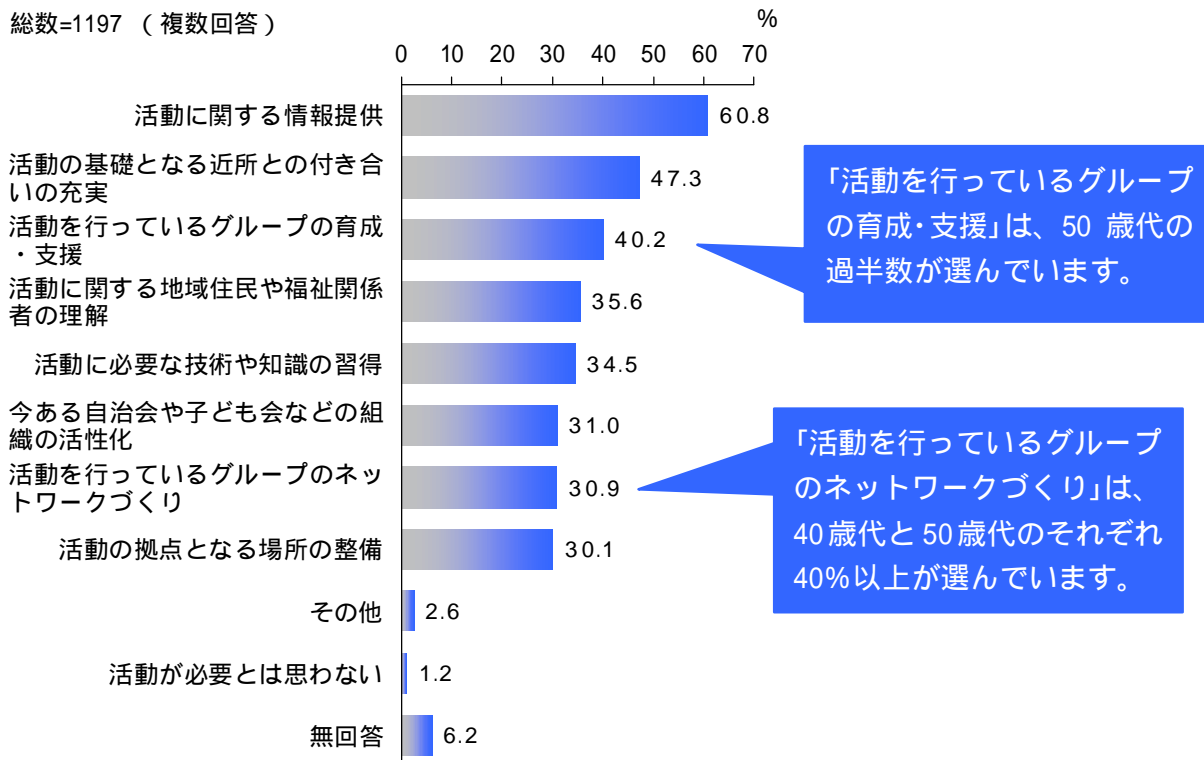
「地域の清掃活動」が41.1%で最も多く、「自主的に行われる防災訓練」が39.0%、「犯罪防止のための地域パトロール等」が33.1%で続きます。



地域での助け合い活動の充実のために必要なこと

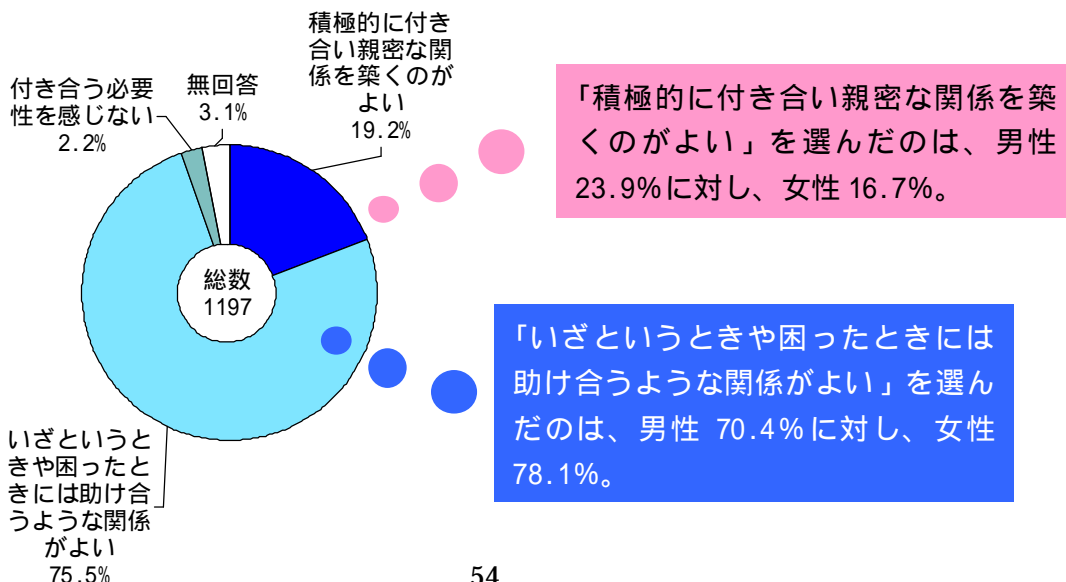
「活動に関する情報提供」が 60.8%で最も多くなっています。「活動の基礎となる近所との付き合いの充実」が 47.3%、「活動を行っているグループの育成・支援」が 40.2%で続きます。

総数=1197（複数回答）



近所付き合いに対する意識

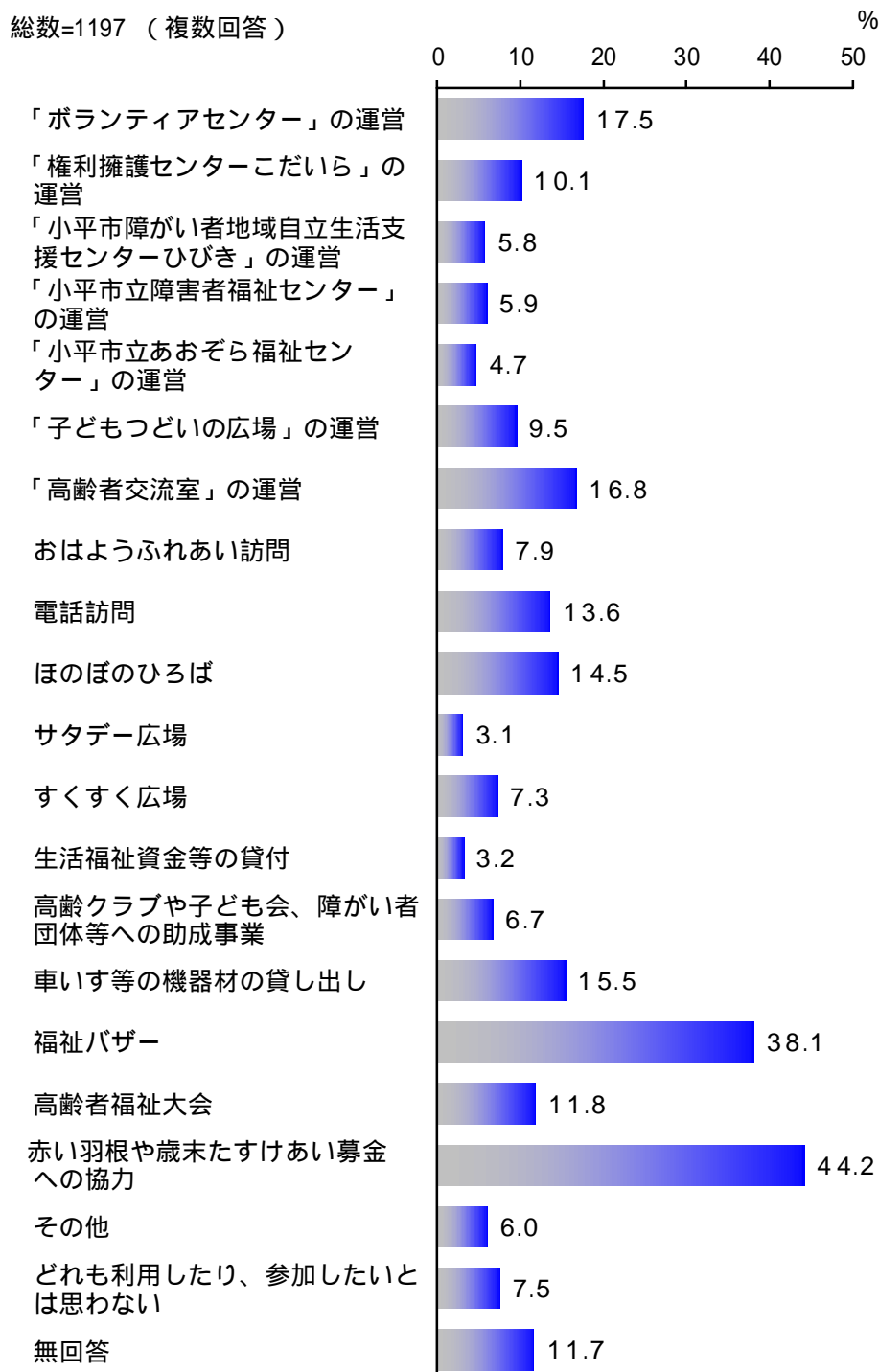
「いざというときや困ったときには助け合うような関係がよい」が 75.5%と多数を占め、「積極的に付き合い親密な関係を築くのがよい」は 19.2%となっています。



4 社会福祉協議会

社協の活動への参加意向

「赤い羽根や歳末たすけあい募金への協力」へ参加したいという回答が 44.2%、「福祉バザー」が 38.1%。「その他」として「(高齢や時間的余裕がなく)参加できない」「まだ必要性を感じていない」などの回答もありました。



3 用語解説

あ

NPO

福祉やまちづくりなど、広く社会一般に貢献するための活動をする営利を目的としない団体のことを指します。このうち、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づいて法人格を取得した「特定非営利活動法人（NPO法人）」で主たる事務所を小平市内にしている団体は、45団体（平成19年度）となっています。

応益負担

各人の支払い能力ではなく、各人の受益の程度に応じて費用を負担することです。

応能負担

享受する利益の程度に関わりなく、各人の所得額や税金額などから見た支払い能力に応じて費用を負担することです。

おはようふれあい訪問サービス

乳酸菌飲料の配達により、ひとり暮らし高齢者の安否を確認するサービスです。

か

介護保険制度

平成12年に開始された介護の社会化を目的とした社会保険方式。市が保険者、市内に住所がある65歳以上の人が第1号被保険者、市内に住所がある40歳～64歳の医療保険加入者が第2号被保険者となります。介護保険サービスの利用にあたっては、被保険者が保険者に対して申請して要介護（要支援）認定を受け、被保険者自身が事業者を選択することにより、サービスを利用します。なお、サービスの利用に当たっては、利用料金の1割を自己負担することとなります。

きらら広場

市内で子育て広場や一時預かり事業等を実施している子育て支援団体（NPO法人）です。

小平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

老人福祉法と介護保険法に基づき、介護を必要としない元気高齢者から要介護等高齢者まですべての高齢者を対象に、確保すべき保健・福祉サービスの目標量を定めるとともに、介護給付費等の介護保険サービスの種類ごとに目標量の見込みを定めている計画のことです。

小平市次世代育成支援行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、すべての子どもとその家庭、それらを取り巻く人々を対象として、小平市が進めていく子育て支援策の方向性や目標を総合的に定めている計画のことです。

小平市社協発展強化計画

小平市社協の法人としての使命や理念、目標を明確にし、その実現に向けた事業、組織、財政等に関する具体的な取り組みを明示することにより、時代の変化に対応し、小平市における地域福祉の推進機関としての役割を果たすための計画のことです。

小平市障がい者福祉計画

障害者基本法に基づき、障がいのある人の自立と完全参加の実現のために障がい者施策を一層推進させることを目的として定めている計画のことです。

小平市障害福祉計画

障害者自立支援法に基づき、国の基本指針や東京都の基本理念を受けて、小平市における障害福祉サービスの数値目標や基盤整備のための方策を定めている計画のことです。

小平市青少年対策地区委員会

地域の学校・家庭・関係機関及び団体が一体となり、青少年を取りまく社会環境の浄化や、青少年の健全育成を図ることを目的とした地域団体のことです。

小平市地域自立支援協議会

障害者自立支援法に掲げる事業を適切に実施するとともに、地域の障がいのある人等の福祉に関する広範なネットワークの構築を推進するための中核機関として、小平市が設置した協議の場です。

こだいらボランティアセンター

ボランティアをしたい個人または団体と、ボランティアのサポートを求めている個人または団体とをつなぐことや、各種養成講座・講演会を通じた啓発活動の実施、ボランティア・市民活動に関する情報の収集・発信などを行う小平市社協の組織です。特定のNPOやボランティア個人を支援するのではなく、それら全てに貢献するための活動を行う組織です。

子ども家庭支援センター

子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、関係機関と連携しながら、子どもと家庭を支援するネットワークを構築する窓口のことです。小平市が設置しています。

さ

災害時要援護者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動に対してハンディを負う人々のことを指します。具体的には、傷病者、障がいのある人、理解能力や判断力を持たない乳幼児、体力的な衰えのある高齢者などの社会的弱者、日本語や地理、災害に対する知識が低い外国人などが挙げられます。

自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感に基づき、地域住民が自発的に初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う団体（組織）のことをいいます。地域住民の合意に基づいて自発的に活動を行うという意味で、消防組織法により消防機関として位置づけられている消防団とは性格が異なります。自主防災組織は一般的には自治会単位に結成されることが多いのですが、自治会単位の結成に限定されているものではありません。

指定管理者制度

市民文化会館や自転車駐車場など地方自治体の「公の施設」の管理運営を民間事業者やNPO法人、ボランティア団体等、幅広い団体に委ねることができる制度のことです。平成15年に改正された地方自治法によって導入された制度であり、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものです。

児童デイサービス

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの一つで、障がいのある子どもに日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うものです。

自立訓練事業

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの一つで、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うものです。

新エンゼルプラン

平成11年12月に策定された「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治の6大臣合意)のことです。それまでのエンゼルプランと緊急保育対策等5か年事業を見直したもので、保育サービス等子育て支援サービスの充実、仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備、地域で子どもを育てる教育環境の整備等について定めています。なお、新エンゼルプランに続く計画として、「子ども・子育て応援プラン」が策定されています。

生活介護事業

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの一つで、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するものです。

成年後見制度

30 ページ参照。

た

第2次小平市青少年育成プラン

青少年の健やかな成長を支援するため、家庭、学校、職場、地域社会、行政機関が連携、協力して総合的・計画的に青少年施策を推進するための計画のことです。

第二次小平市男女共同参画推進計画

男女共同参画社会基本法に基づき、市が取り組むべき今後の男女平等、男女共同参画推進施策の基本方針を示す総合的な計画であり、同時に施策を総合的・効果的に推進するため市民、各種団体・事業者などが自主的かつ積極的な活動を行う際の指針となるものです。

地域福祉権利擁護事業

30 ページ参照。

地域包括支援センター

介護保険制度の予防重視型システムへの転換に向けて、公正・中立な立場から、「総合相談・支援」「介護予防ケアマネジメント」「包括的・継続的ケアマネジメント」を担う中核機関として設立されている機関です。保健師・経験のある看護師、主任ケアマネジャー、社会福祉士を配置し、専門職の協働によって業務を展開しています。

電話訪問サービス

電話でひとり暮らし高齢者の安否の確認と不安感の軽減を図るサービスです。

な

日常生活圏域

介護保険制度において、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、地理的条件、人口、交通事情、地域の活動単位その他の社会的条件、介護保険サービスを提供する施設の整備状況などを総合的に勘案して定めた圏域のことです。

は

バリアフリー化

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除くことです。段差などの物理的なバリアを除くことだけではなく、障がいのある人の社会参加を困難にしている制度面や情報面、意識面でのバリアを除くことも指します。

ファミリーサポートセンター

育児のお手伝いをして欲しい人と育児のお手伝いをしたい人とが会員になり、地域の中で助け合いながら子育てをする有償活動の拠点施設です。アドバイザーが中心となって、援助活動の調整、会員に対する説明会・講習会、会員募集、会員間のトラブルへの助言に関することなどを行っています。

振り込め詐欺

電話を利用して息子や娘、孫などを装い、親族を心配する気持ちに付け入り、現金をだまし取る「オレオレ詐欺」や、郵便、インターネット等を利用して、不特定多数の人に架空の事実を口実とした料金を請求する文書等を送付するなどして現金をだまし取る「架空請求詐欺」、融資保証金詐欺、還付金等詐欺の総称です。

放課後子ども教室

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するものです。平成 20 年度には、小平市内の 8 校で実施されています。

ま

民生委員・児童委員

12 ページ参照。

や

ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン（構想、計画、設計）」のことであり、まちづくりなどを進めるに当たり、年齢、能力、言語など人々が持つ様々な特性や違いを認め合い、はじめからできるだけすべての人が利用しやすく、すべての人に配慮した環境、施設、製品等のデザインをしていこうとする考え方のことです。

4 計画策定の軌跡

1 策定委員会の開催実績

回数	開催日	内容
第1回	平成20年7月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次小平市地域福祉活動計画の策定方針等について ・第二次小平市地域福祉活動計画の進捗状況報告について ・第三次小平市地域福祉活動計画策定に伴う調査概要について
第2回	平成20年9月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の現状と課題の抽出について ・地域福祉の現状について（分散会討論）
第3回	平成20年10月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・実態・意向調査の集計について ・地域福祉に関する課題の整理について（分散会討論）
第4回	平成20年11月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉に関する現状・課題及び活動の方向性について
第5回	平成20年12月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次小平市地域福祉活動計画骨子（案）について ・住民懇談会とパブリックコメントの実施について
第6回	平成21年1月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次小平市地域福祉活動計画素案について
第7回	平成21年2月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次小平市地域福祉活動計画案について

2 市民懇談会の開催実績

回数	開催日	会場	来場者数
第1回	平成21年1月19日	福祉会館	7名
第2回	平成21年1月22日	西部ボランティアコーナー活動室（ほのぼの館内）	13名
第3回	平成21年1月23日	花小金井南公民館	6名

5 パブリックコメント・市民懇談会で寄せられた主な意見

平成21年1月9日～23日に実施したパブリックコメント、平成21年1月19日～23日に実施した市民懇談会では、地域で様々な活動に取り組んでいる住民から様々な意見が寄せられました。ここでは、寄せられた意見のうち、代表的なものを紹介します。

1 パブリックコメントで寄せられた意見

- ・地域におけるニーズを受け止め、住民の思いを束ねて次のステップにつなげる過程においては、情報収集及び情報を共有する仲間が二重・三重にリンクしていてもよい。地域の心はトップダウンではなかなか動かない。
- ・「共助」が強調された計画であるが、小平市社協では今後に向けてどのような構想を持っているのか。他市では社協が母体となって子育て事業やホームヘルプ事業などを行政から受託しており、そのための人材育成に力を入れている。
- ・顔の見える対人関係の大切さを感じるのだが、地縁型組織は担い手の高齢化や世代間コミュニケーションの欠如で弱体化が見られ、テーマ型組織は活動がイベント化して新たな交流につながるインパクトが乏しい。地域コミュニティの再生のためには、まず家族間のコミュニケーション力を育むことが大事ではないか。

2 市民懇談会で寄せられた意見

市民への周知について

- ・地域活動は「自らの納得」があってはじめて行動につながる。トップダウンではなく、裾野から積み上がっていくことが大切。そのために、単に広報紙などでの報告にとどまらず、噛み砕いた形で周知されると、より市民に理解してもらいやすい。

近隣関係について

- ・近所付き合いも変わってきた。個人情報取り扱いの問題もあるが、よいと思って行ったことが苦情に結びついたり、「構わないでほしい」という声も少なくない。そのような人への関わりは難しいが、本人が望まなくても「ここに心配な人がいる」と近所の人を知っていることが大切。そのために、多くの人と知り合える環境が大切。

地域福祉を進める人材について

- ・実際には小さな地域で核になる人、世話焼きの人というのは意外と多い。広い範囲ではなく、核となる人にとって見きれぬくらいの範囲をしっかりと把握している人た

ちで、とても貴重な力。そういった人たちと地域の民生委員や地域の世話役をやっている人達がつながると良い。

- ・障がいのある人がいわゆる当事者組織に加入していないことも多い。障がいのある人も、当事者の立場から、組織に加入していない人たちに声かけしていくことも必要。

まちづくりの視点について

- ・(計画骨子案は)よくできているが、従来の価値観でつくられている感じがする。これからのまちづくりを考えた場合、NPOとの連携、協働という視点も大切ではないか。対価を求めないボランティアではなく、コミュニティビジネスという分野も含め、「事業」を展開するNPOを支援・連携することで、制度の隙間を埋めるニーズと市民の「活動したい」というニーズの両方を満たすことにもつながる。

日常生活圏の規模について

- ・小地域の基礎単位としては、一般に小学校区単位程度が適当であると言われているが、防災活動など、取り組むテーマによっては3,000人くらいの規模でなければ機能しない場合もあるのではないか。

連携・ネットワークについて

- ・例えば、地域防災については小平市も小平市社協もその重要性を伝えているが、連携が弱く、個々に動いているように感じる。共通課題に対し、相互の連携がないと地域の活動者同士がつながることができず、もったいない。

社協について

- ・コミュニティの再生には志縁型のグループ(「いま、地域ではこういった活動が必要だ」と考えて集まるグループ)が大切。社協は全部を受け止めていくのではなく、裾野で活動する人をうまく導くことも大切。

6 策定委員会設置要綱

第三次小平市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この委員会は、社会福祉法人小平市社会福祉協議会会長（以下「会長」という）の諮問に応え、第三次小平市地域福祉活動計画（以下「第三次福祉活動計画」という）の策定を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 この委員会は、社会福祉法人小平市社会福祉協議会第三次地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という）と称する。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、20名以内の委員をもって構成し、委員は次の各号に掲げるものから会長がこれを委嘱する。

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 社会福祉法人小平市社会福祉協議会理事 | 3名 |
| (2) 住民（組織）代表 | 7名 |
| (3) 学識経験者・研究者 | 1名 |
| (4) 関連する専門機関・団体・施設 | 5名 |
| (5) 行政機関関係者 | 3名 |
| (6) 社会福祉法人小平市社会福祉協議会職員 | 1名 |

2 この委員会に委員長及び副委員長1名を置く。委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等がある場合は、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が委員を召集し、委員長が議長となる。

2 委員会が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

(報酬)

第5条 委員の報酬額は次のとおりとする。

- | | |
|----------|---------|
| 1 委員長 | 13,000円 |
| 2 その他の委員 | 12,000円 |

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、社会福祉法人小平市社会福祉協議会に置く。

(設置期間)

第7条 この委員会の設置期間は、平成20年6月1日から「第三次福祉活動計画」策定完了までとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年6月1日より施行する。

7 策定委員会委員名簿

(敬称略)

役職	氏名	所属
委員長	佐野英司	白梅学園大学子ども学部教授
副委員長	市東和子	小平市民生委員児童委員協議会会長
委員	宮崎照	小平市民生委員児童委員協議会副会長
委員	田中由美子	高齢者介護の会めくもり会長
委員	小林晋作	学園東町自治会副会長
委員	井戸雅子	小平市青少年対策八小地区委員長
委員	佐藤邦彦	市民公募
委員	横関咲子	市民公募
委員	後藤弘太郎	小平市高齢クラブ連合会副会長
委員	野手健治	多摩済生地域包括支援センター長
委員	小林榮	小平市身体障害者協会会長
委員	加賀ひろ子	小平市立小学校 PTA 連合会会長
委員	横田弘	小平商工会副会長
委員	土屋隆之	小平市立小平第八小学校長
委員	橋田秀和	小平市健康福祉部高齢者福祉課長
委員	長塩三千行	小平市市民生活部参事
委員	宮崎庄一	小平市社会福祉協議会理事
委員	荒川昂	小平市社会福祉協議会理事
委員	因久志	小平市社会福祉協議会常務理事・事務局長
委員	小山茂	小平市社会福祉協議会あおぞら福祉センター所長

役職	氏名	所属
事務局	阿部裕	小平市社会福祉協議会事務局次長
事務局	出竿章雄	小平市社会福祉協議会事務局総務係長
事務局	瀬沼桃	小平市社会福祉協議会事務局総務係主事
事務局	瀧島岳	小平市社会福祉協議会事務局総務係主事

第三次小平市地域福祉活動計画

発行日：平成21年3月

編集・発行：社会福祉法人 小平市社会福祉協議会

〒187-0043 東京都小平市学園東町1-19-13

小平市福祉会館4階

T E L : 0 4 2 - 3 4 4 - 1 2 1 7 ・ 1 2 1 8

F A X : 0 4 2 - 3 4 1 - 6 2 2 0

ホームページ：<http://www.syakai-fukushi.kodaira.tokyo.jp/>

200円
